

行方市新市建設計画

—変更計画2005～2025—



行方市
NAMEGATA

目 次

I 序論	1
1. 市町村合併の必要性	1
2. 計画策定の方針	3
II 新市の概要	4
1. 位置・地勢	4
2. 三町のなりたち	5
3. 人口・世帯の動向	7
III 三町のまちづくりの現状と課題	9
1. 産業の動向	9
2. 公共施設等の整備状況	14
3. 行財政の現状	16
4. 周辺との関係性	17
5. 三町のまちづくり計画	19
6. 三町の住民意向	20
7. まちづくりの課題	22
IV 主要指標の見通し	24
1. 人口	24
2. 世帯	25
V 新市建設の基本方針	26
1. 新市の将来像	26
2. まちづくりの基本方針	27
3. 土地利用の方向	30
VI 新市のまちづくり計画	35
1. 保健・医療・福祉の充実	36
2. 教育・文化の充実	38
3. 産業の振興	40
4. 生活環境の整備	42
5. 社会基盤の整備	45
6. 連携・交流の促進	47
7. 行財政の効率化	49
VII 公共的施設の統合整備	51
VIII 財政計画	52
資料編	56
1. なめがた未来のまちづくり協議会 委員名簿	56



I 序 論

1. 市町村合併の必要性

(1) 背 景

住民の行政に対するニーズがますます多様化・高度化する中で、基礎的自治体としての市町村が果たすべき役割は、これまで以上に重要なものとなってきています。一方で、近年の経済環境の低迷の影響等もあり、市町村はもとより県、国においても厳しい財政運営が行われています。こうした中、住民サービスの向上や行財政基盤の強化を図り、効率的な行財政運営を行っていくためには、市町村合併は避けては通れない課題となっています。

これらを踏まえ、国では、平成10年5月に「地方分権推進計画」が閣議決定されたのを受け、平成11年8月に自治省（当時）より「市町村合併の推進についての指針」が示されました。この指針に基づき茨城県でも平成12年12月に「茨城県市町村合併推進要綱」が策定され、さらに平成13年2月には、「茨城県市町村合併推進本部」が設置されるなど市町村の取り組みに対する支援体制が設けられ、この結果、平成16年6月1日現在で、22地域（63市町村）が法定協議会を設置し、合併に向けた協議を行っています。

(2) 合併の必要性

①住民の生活行動範囲の拡大

麻生町・北浦町・玉造町はそれぞれ昭和の大合併により誕生しましたが、その後50年の間に、地域を連絡する基幹道路網の整備や車社会の進展、産業構造の変化、情報通信手段の発達等により、住民の日常生活行動範囲は著しく拡大してきました。今後のまちづくりにおいては、合理的な土地利用や地域の個性を生かしたゾーニング、観光振興や環境対策など広域的な視点に立った施策が求められています。

②少子・高齢化、人口減少への取り組みの必要性

今後ますます少子高齢化が進展し、本格的な高齢社会が到来するものと考えられます。

一方で、労働力人口が減少し経済成長の低下が懸念されることから、医療福祉など社会保障にかかる国・地方の財政的負担が更に拡大するとともに、地域コミュニティの崩壊など様々な課題が生じるものと考えられます。そのため、財政基盤の強化や地域で支え合う体制の構築などが求められています。



③地域の一体的発展への期待

本地域及びその近隣においては、将来的に東関東自動車道水戸線の整備進展や茨城空港の開港により、交通アクセスの向上を活かした地域振興が期待されます。また、産業面で特に農業産出額が、三町あわせると県内でもトップクラスに位置する規模となります。産地間競争が増す中で、広域的なブランド形成など特性を活かした産業の振興を図ることが可能となります。

さらに、水と緑に恵まれた自然は誇るべき財産です。人と自然が共生する潤いのある生活空間づくりを進めることにより、居住環境をはじめとして地域の魅力が高まるものと考えられます。

このように、新市が地域の様々な資源を活かしたまちづくりを進めることなどにより、地域のイメージアップを図ることが可能となります。

④地方分権への対応

住民の価値観やライフスタイルが多様化し、市町村行政への要望も多種多様となっています。更に、介護保険制度や環境対策など、より広域的に取り組む必要があるテーマへの対応も課題となっています。今後、市町村がこれらのニーズに対応し、その役割を的確に果たすためには、自治体自らの判断と責任において、施策を決定し、実行していく行政能力の充実が不可欠となっています。

⑤行財政基盤の強化

上記のように今後基礎的自治体である市町村の役割が拡大することが必至であることから、行政全体としての経営感覚やコスト意識の高揚、効率的で効果的なサービス体制の構築を図るとともに、市町村毎に整備していた類似施設の重複投資の回避など、行財政基盤を強化していくことが必要となっています。



2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、麻生町・北浦町・玉造町の合併による新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、市民に対して新市の将来のビジョンを明らかにするとともに、その実現により新市の速やかな一体性の確立、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

また、本計画は、合併特例法等に基づく様々な財政措置を受けるための前提となります。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを推進するための「基本方針」、基本方針を実現するための「まちづくり計画」、「公共的施設の統合整備」及び「財政計画」を中心とした構成とします。

(3) 計画の期間

本計画における「基本方針」は、将来を見据えた長期的視点に立つものとし、「まちづくり計画」、「公共的施設の統合整備」及び「財政計画」は、東日本大震災による特例措置を受け、平成17年度から平成27年度までの10か年を10年延長し、平成37年度までの20か年とします。

(4) 計画の区域

本計画の計画区域は、麻生町・北浦町・玉造町の全区域です。

(5) 計画策定上の留意点

「基本方針」、「まちづくり計画」の策定にあたっては、既存のまちづくりの最上位計画である三町の総合計画の内容と方向性を十分に尊重し、地域特性を活かしながら相乗効果が発揮できる計画となるよう十分留意します。

「公共的施設の統合整備」については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランスや財政事情を十分考慮します。

「財政計画」の策定にあたっては、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全に財政運営が行われるよう十分留意します。



Ⅱ 新市の概要

1. 位置・地勢

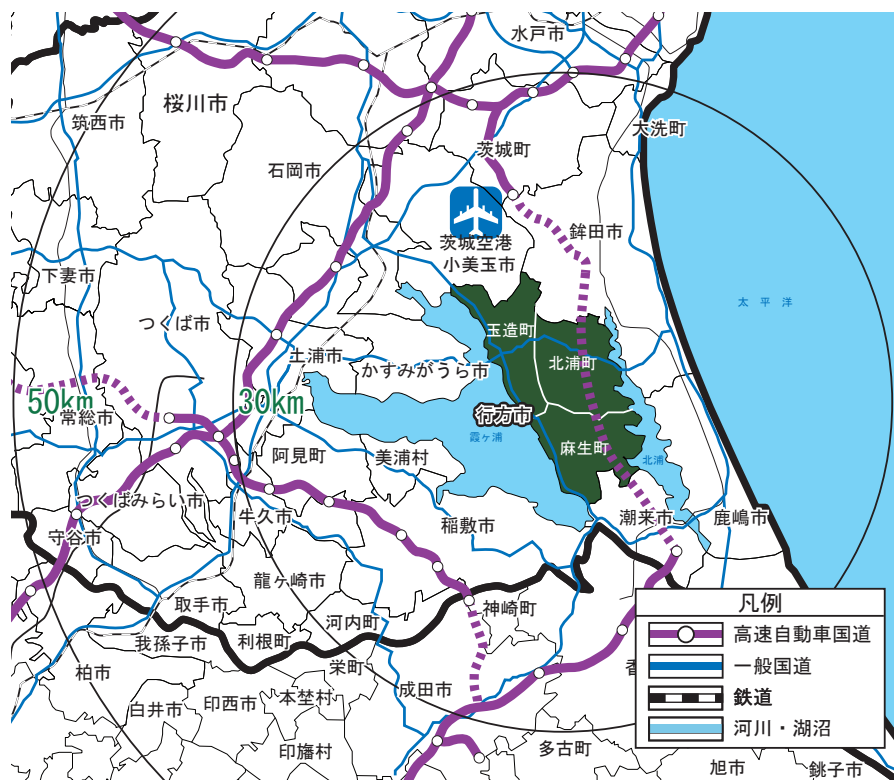
新市は、茨城県の東南部にあり、東京都心から約70km、県都水戸市から約40kmの距離に位置しており、東西約12km、南北約24km、面積は、 166.33km^2 （霞ヶ浦・北浦水面を含めると 222.48km^2 ）となります。

北は鉾田市と小美玉市、南は潮来市に隣接し、東は北浦、西は霞ヶ浦（西浦）に面しています。地形的には東西の湖岸部分は低地、内陸部は標高30m前後の丘陵台地（行方台地）により形成されており、霞ヶ浦沿岸部は概ねなだらかで連続的な稜線であるのに対し、北浦側は比較的起伏に富んでいます。

また、霞ヶ浦湖岸の一部は水郷筑波国定公園に指定されており、美しい自然景観を有しています。

更に、東関東自動車道水戸線の整備進展や茨城空港の開港により、広域的なポテンシャルが飛躍的に向上することが期待されています。

図Ⅱ－１－１ 新市の位置



2. 三町のなりたち

(1) 麻生町

江戸時代は、麻生藩の陣屋町として栄え、現在の町域は麻生藩領のほか、幕府領や水戸藩領、旗本知行地が複雑に入り組んでいました。

明治22年の市制町村制施行時には、行方郡麻生町（麻生・粗毛・富田の3か村）・小高村（橋門・小高・井貝・南・島並の5か村）・行方村（船子・五町田・於下・行方の4か村）・太田村（根小屋・矢幡・石神の3か村）・大和村（白浜・杉平・籠田・宇崎・青沼・小牧・岡・蔵川・天掛・四鹿・板峰・新宮の12か村）が誕生しました。

昭和30年にこれら1町4か村（麻生町・小高村・行方村・太田村・大和村）が合併して現在の麻生町が誕生しました。

(2) 北浦町

江戸時代は、水戸・江戸を結ぶ水運の要地として栄え、現在の町域は麻生藩領、松川藩領、石岡藩領、旗本知行地となっていました。

明治22年の市制町村制施行時には、行方郡津澄村（繁昌・吉川・山田・中根の4か村）・要村（南高岡・北高岡・小幡・行戸の4か村）・武田村（小貫・次木・両宿・内宿・長野江・成田・三和の7か村）が誕生しました。

昭和30年にこれら3か村（津澄村・要村・武田村）が合併して北浦村が誕生し、その後、平成9年に町制施行し北浦町となりました。

(3) 玉造町

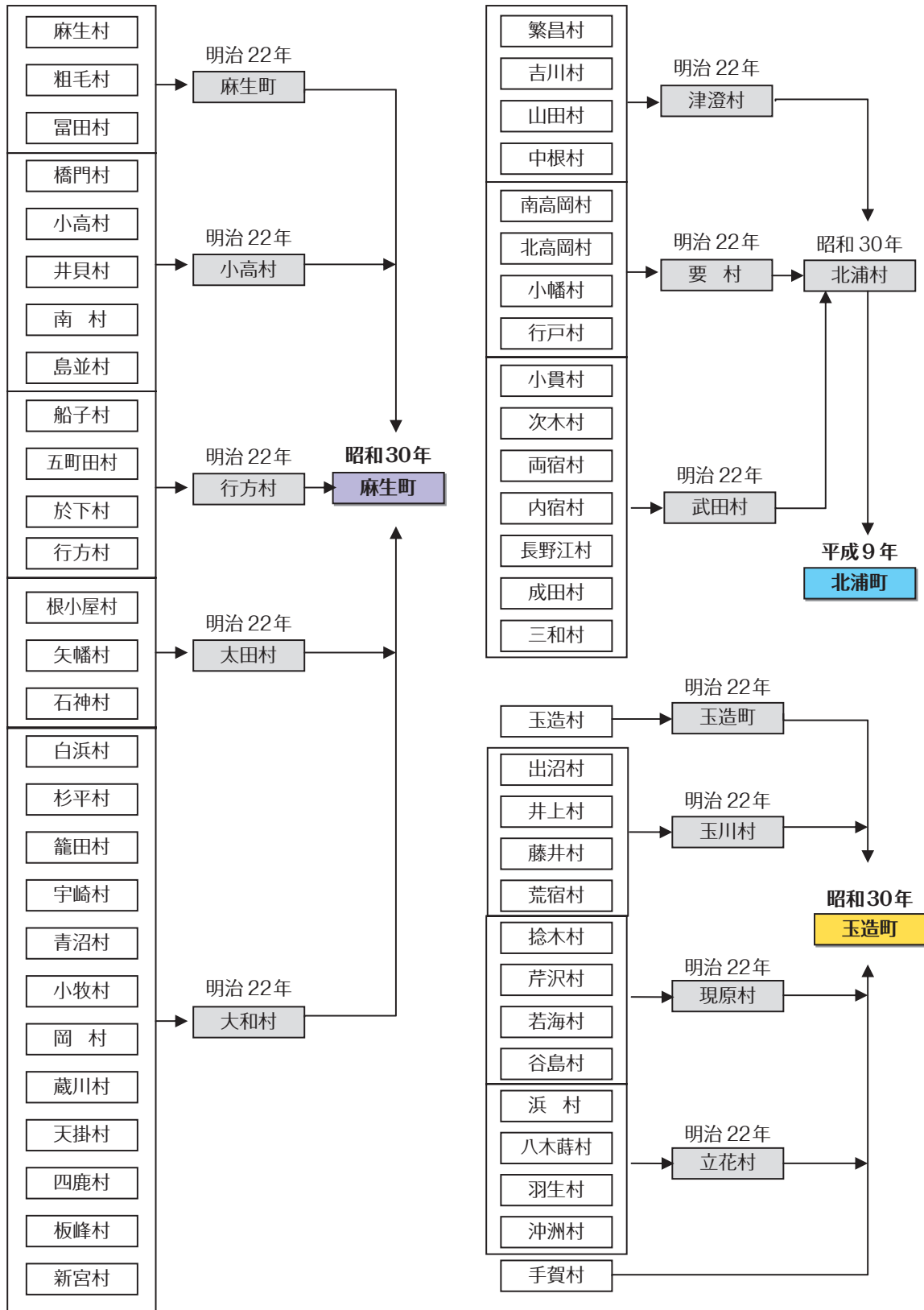
国府（石岡）と鹿島神宮を結ぶ要地として、また、霞ヶ浦の水運の要地として栄え、江戸時代になると、現在の町域は水戸藩領、麻生藩領、旗本知行地として分割支配されていました。

明治22年の市制町村制施行時には、行方郡玉川村（出沼・井上・藤井・荒宿の4か村）・現原村（捻木・芹沢・若海・谷島の4か村）・立花村（浜・八木蒔・羽生・沖洲の4か村）が誕生し、玉造村は単独で玉造町となり、手賀村は1村のままで存続しました。

昭和30年にこれら1町4か村（玉造町・玉川村・現原村・立花村・手賀村）が合併して現在の玉造町が誕生しました。



図Ⅱ－２－１ 三町のなりたち



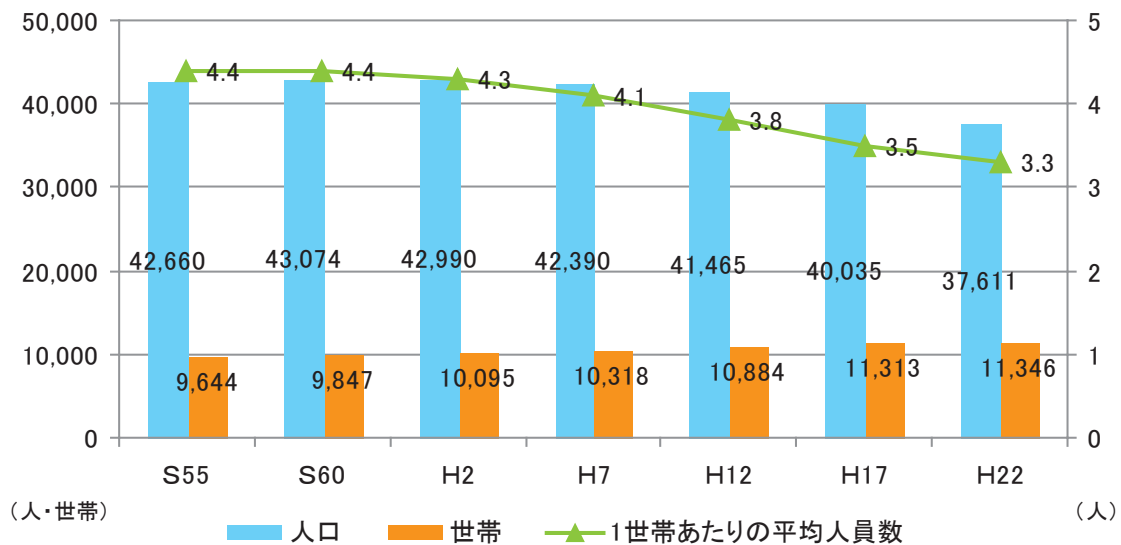
3. 人口・世帯の動向

(1) 人口・世帯の推移

人口の推移をみると、昭和60年の43,074人をピークに現在まで緩やかな減少が続いています。

一方で、世帯数は昭和55年以降一貫して増加を続けているため、1世帯あたりの平均人員は減少傾向を続けており、核家族化の進行がみられます。

図Ⅱ－３－１ 人口・世帯数・1世帯あたりの平均人員の推移



表Ⅱ－３－１ 人口・世帯数・1世帯あたりの平均人員の推移 (町別)

		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
麻生町	人口 (人)	18,155	18,120	17,774	17,286	16,587	15,787	14,752
	世帯数 (世帯)	4,114	4,125	4,139	4,144	4,345	4,414	4,434
	1世帯あたりの平均人員数 (人/世帯)	4.4	4.4	4.3	4.2	3.8	3.6	3.3
北浦町	人口	10,954	11,141	11,107	10,920	10,938	10,592	9,847
	世帯	2,381	2,425	2,474	2,561	2,792	3,012	2,936
	1世帯あたりの平均人員数 (人/世帯)	4.6	4.6	4.5	4.3	3.9	3.5	3.4
玉造町	人口	13,551	13,813	14,109	14,184	13,940	13,656	13,012
	世帯	3,149	3,297	3,482	3,613	3,747	3,887	3,976
	1世帯あたりの平均人員数 (人/世帯)	4.3	4.2	4.1	3.9	3.7	3.5	3.3
合計	人口	42,660	43,074	42,990	42,390	41,465	40,035	37,611
	世帯	9,644	9,847	10,095	10,318	10,884	11,313	11,346
	1世帯あたりの平均人員数 (人/世帯)	4.4	4.4	4.3	4.1	3.8	3.5	3.3

資料/国勢調査

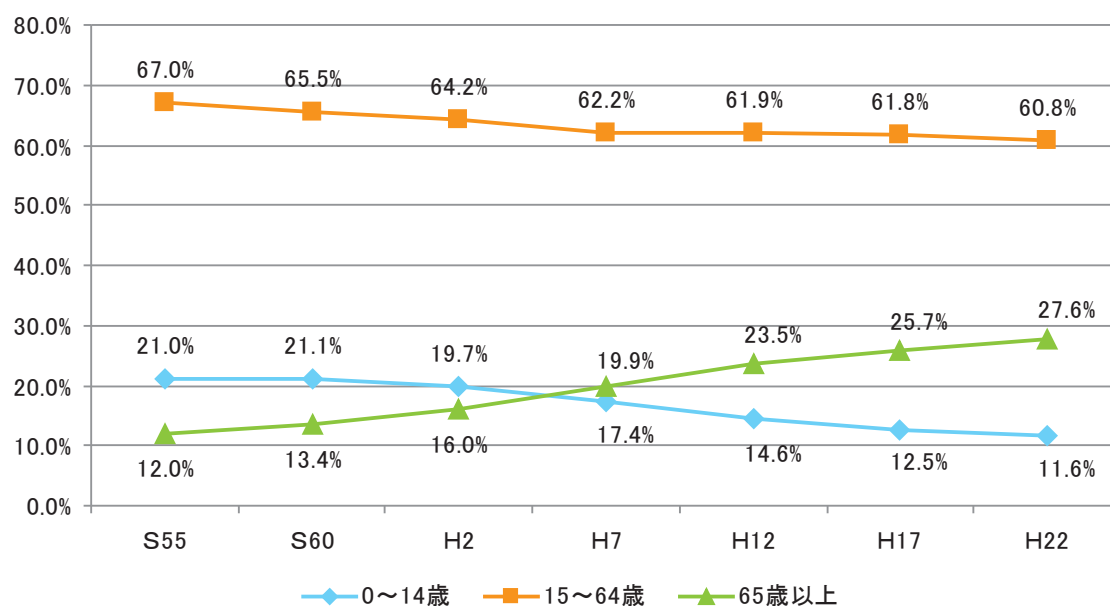


(2) 年齢別人口の推移

年齢別に昭和55年からの人口推移をみると、高齢人口（65歳以上）割合が増加し続けている一方で、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

さらに、平成22年時点では、高齢人口は27%を超えており、全国（23.0%）、茨城県（22.5%）と比べても、地域の高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

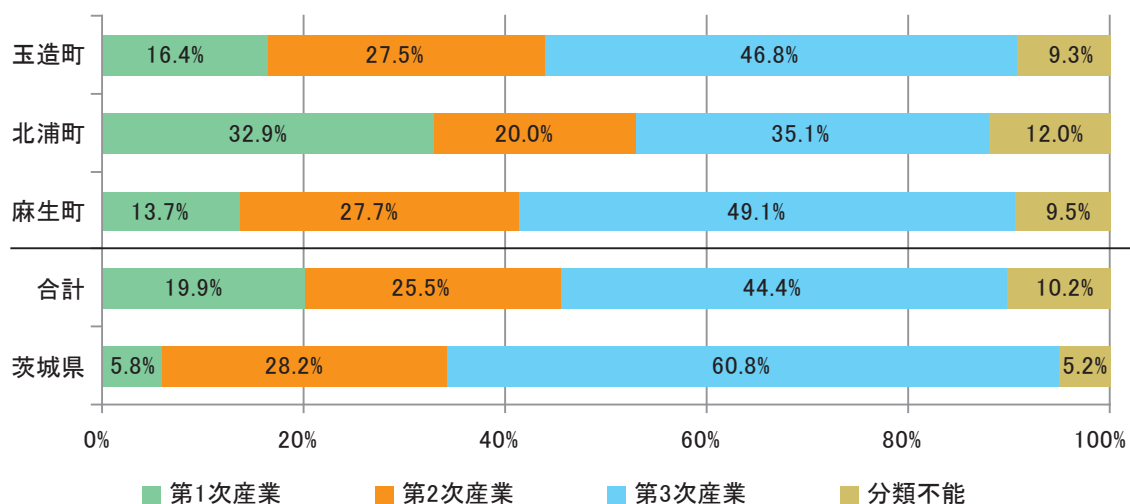
図Ⅱ－3－2 年齢別（3階級）人口の推移



(3) 産業別人口

平成22年の産業別就業者人口をみると、第1次産業従事者の割合が、茨城県全体に比べ大幅に大きくなっており、農業などの第1次産業が占めるウェイトが他の地域よりも高くなっていることがうかがえます。

図Ⅱ－3－3 平成22年の産業別就業者人口



Ⅲ 三町のまちづくりの現状と課題

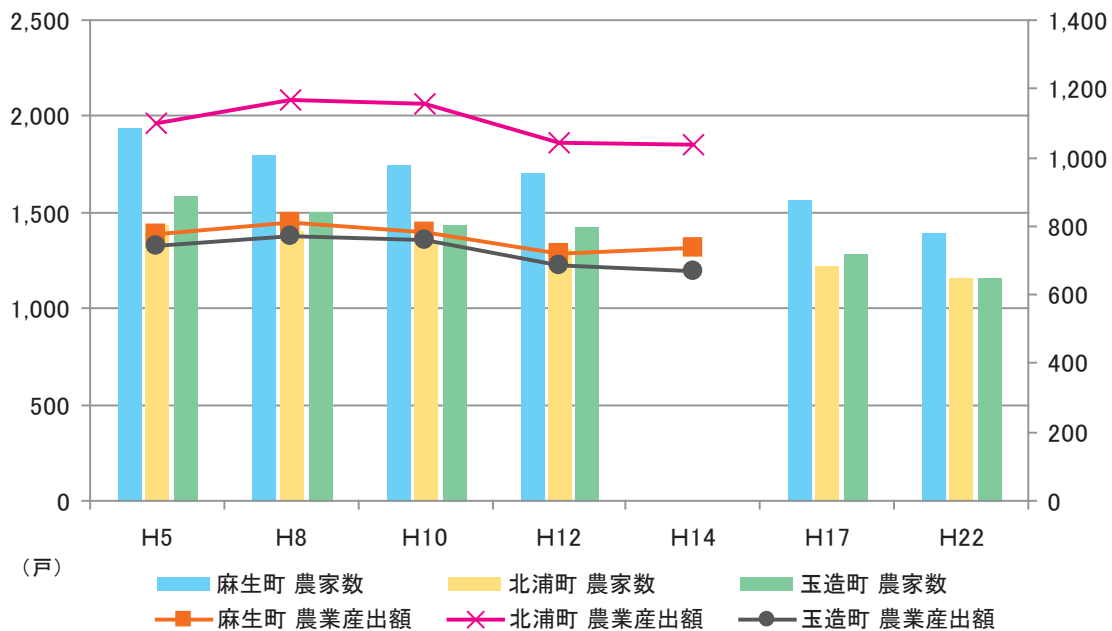
1. 産業の動向

(1) 農 業

農業産出額をみると、平成10年から12年にかけてはやや減少しましたが、平成12年から17年にかけては概ね横ばいで推移しています。

三町全体の農業産出額は、平成17年では243億円となっています。

図Ⅲ－１－１ 三町の農家数・農業産出額の推移



		H5	H8	H10	H12	H14	H17	H22
麻生町	農家数(戸)	1,942	1,805	1,752	1,708		1,571	1,398
	農業産出額(千万円)	774	813	785	721	735		
北浦町	農家数(戸)	1,433	1,402	1,358	1,312		1,224	1,166
	農業産出額(千万円)	1,101	1,169	1,159	1,044	1,040		
玉造町	農家数(戸)	1,589	1,505	1,439	1,425		1,284	1,167
	農業産出額(千万円)	744	773	762	687	670		
合計	農家数(戸)	4,964	4,712	4,549	4,445		4,079	3,731
	農業産出額(千万円)	2,619	2,755	2,706	2,452	2,445	2,429	

※農家数については平成14年データがないためblank

※農業産出額については平成17年・平成22年データがないためblank

資料／農家数：茨城県統計課「茨城の農林業」 農業産出額：農林水産省「生産農業所得統計」



また、耕種・畜産種別で各町をみると、三町ともに野菜の産出額が最も大きく、麻生町では「豚」が、北浦町では「いも類」が、玉造町では「米」がそれぞれ続いています。

さらに、麻生町では「かんしょ」、北浦町では「みず菜」、玉造町では「エシャレット」と「いちご」、三町を含むなめがた地域で「せり」と「しゅんぎく」、新市に合併後「わさび菜」が、それぞれ県の銘柄産地指定を受けています。

表Ⅲ－１－１ 各町の農業産出額（平成14年）（単位：千万円）

	耕 種								畜 産						合計
	米	いも類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	その他	小計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他	小計	
麻生町	135	109	256	1	4	63	1	569	2	13	151	×	×	166	735
北浦町	78	181	462	2	4	95	1	823	14	-	88	115	×	217	1,040
玉造町	106	88	301	3	8	17	5	528	4	24	62	52	-	142	670
計	319	378	1019	6	16	175	7	1920	20	37	301	167	0	525	2,445

表Ⅲ－１－２ 新市の農業産出額（平成17年）（単位：千万円）

	耕 種								畜 産						合計
	米	いも類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	その他	小計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他	小計	
新市	296	368	1,177	6	12	113	6	1,978	13	36	258	143	1	451	2,429
計	296	368	1,177	6	12	113	6	1,978	13	36	258	143	1	451	2,429

表Ⅲ－１－３ 県の銘柄産地指定と各町の農業の特徴

麻生町	銘柄産地	かんしょ（昭和61年度）
	特徴	都市近郊型農業の条件を活かした特産品の開発を進めている。 ☆主な農産物：かんしょ「紅こがね」、トマト「キストマト」、レンコン
北浦町	銘柄産地	みず菜（平成16年度）
	特徴	年間を通じて60品目以上の農産物を作っている。 ☆主な農産物：チンゲンサイ、大葉、葉しょうが
玉造町	銘柄産地	エシャレット（昭和63年度）、いちご（平成5年度）
	特徴	特徴環境にやさしい循環型農業に取り組んでいる。 ☆主な農産物：エシャレット、いちご、せり
なめがた(※)	銘柄産地	せり（平成5年度）、しゅんぎく（平成12年度）
新市	銘柄産地	わさび菜（平成21年度）

(※) なめがた……麻生町、北浦町、玉造町、潮来市 () 内は指定年度
資料／茨城県農林水産部



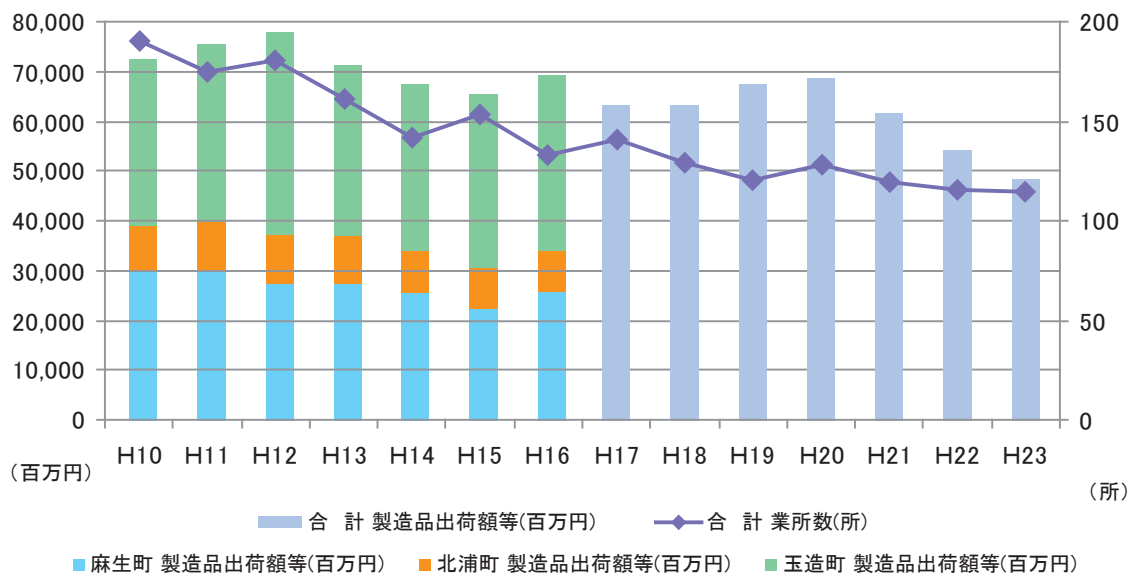
(2) 工 業

近年の経済環境低迷の影響もあり、平成23年までの14年間の事業所数は減少傾向が続いています。

また、三町全体の製造品出荷額等は、平成12年まで伸びが見られましたが、それ以降減少傾向に転じました。

地域内には1ヶ所の工業団地（上山鉾田工業団地）があり、現在8社が操業しています。また、茨城県を事業主体に、北浦複合団地への企業誘致が進められています。

図Ⅲ－１－２ 三町の事業所数・製造品出荷額等の推移



		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
麻生町	事業所数(所)	81	74	72	64	57	62	57							
	製造品出荷額等(百万円)	25,868	25,736	23,597	23,545	21,938	19,117	22,147							
北浦町	事業所数(所)	40	37	39	34	29	34	23							
	製造品出荷額等(百万円)	7,628	8,175	7,961	8,212	7,140	6,917	6,911							
玉造町	事業所数(所)	69	64	70	63	56	57	53							
	製造品出荷額等(百万円)	28,373	30,356	34,720	29,153	28,409	29,699	30,085							
合 計	業所数(所)	190	175	181	161	142	153	133	141	129	120	128	119	116	115
	製造品出荷額等(百万円)	61,869	64,267	66,278	60,910	57,487	55,733	59,143	63,113	63,390	67,511	68,655	61,756	54,297	48,716

資料／茨城県統計課「茨城の工業」



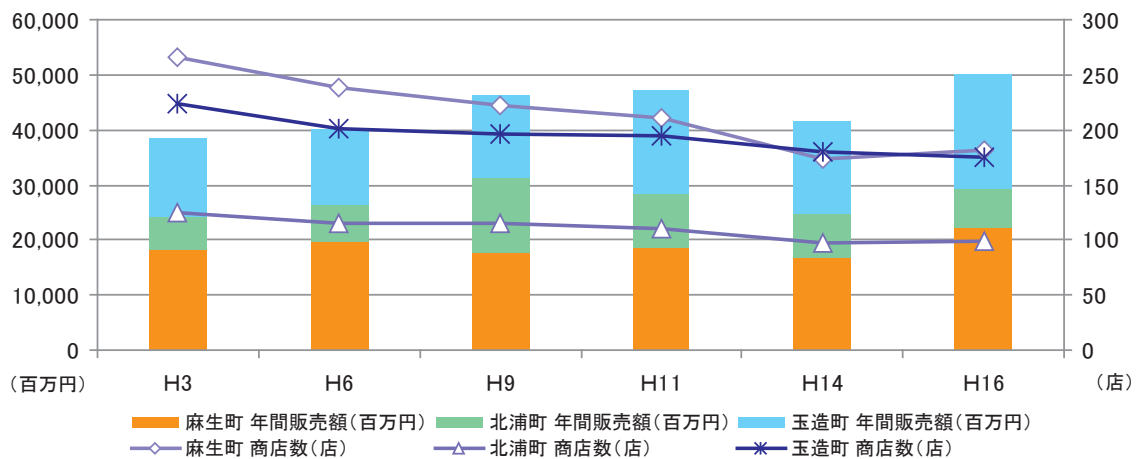
(3) 商 業

平成3年以降、商店数は減少傾向が続いています。

三町全体の年間販売額は、平成11年まで増加し一時減少傾向となりましたが、平成16年以降増加傾向となっています。

また、地域内には、大型小売店（店舗面積1,000㎡以上）が4店舗立地しています。特に玉造町に立地した大型小売店は、店舗面積が10,000㎡を越え、地域の中核的な小売店舗となっています。

図Ⅲ－１－３ 三町の商店数・年間販売額の推移



		H3	H6	H9	H11	H14	H16	H19
麻生町	商 店 数(店)	266	238	222	211	174	181	
	年 間 販 売 額 (百万円)	18,377	19,720	17,928	18,787	16,875	22,349	
北浦町	商 店 数(店)	125	115	115	110	97	99	
	年 間 販 売 額 (百万円)	5,904	7,034	13,687	9,719	8,069	7,200	
玉造町	商 店 数(店)	223	201	196	194	180	175	
	年 間 販 売 額 (百万円)	14,408	13,306	14,885	18,909	16,741	20,790	
合 計	商 店 数(店)	614	554	533	515	451	455	382
	年 間 販 売 額 (百万円)	38,688	40,060	46,501	47,415	41,686	50,339	60,713

資料／茨城県統計課「茨城の商業」

表Ⅲ－１－４ 新市に立地する大型小売店（1,000 ㎡以上）一覧

店 舗 名	面積㎡	建築年
セイミヤモール麻生店	4,691㎡	平成18年
ウエルシア行方麻生店	1,905㎡	平成11年
ウエルシア行方玉造店	1,090㎡	平成25年
コメリ北浦店	1,104㎡	平成13年
コメリ玉造店	1,064㎡	平成 8年
ベイシア玉造店	12,557㎡	平成14年
ヤマタ電機行方店	1,535㎡	平成23年
カインズホーム玉造店	5,950㎡	平成21年
WonderGoo玉造店	2,260㎡	平成21年

資料／行方市税務課

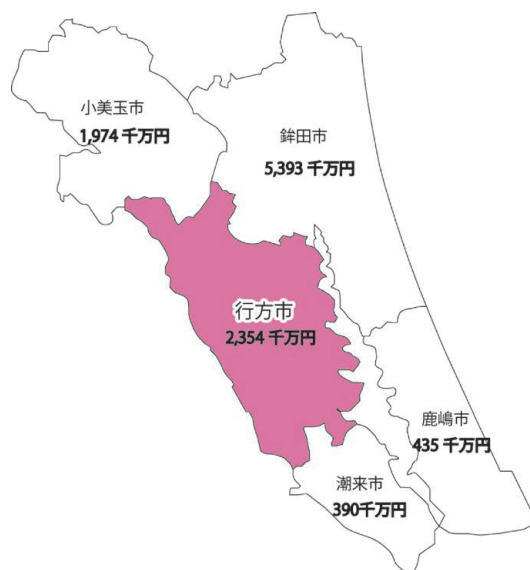


(4) 周辺市町村との比較

① 農業

平成18年における農業産出額は約235億円となり、茨城県内の現市町村で産出額の最も大きい鉾田市の約半分の規模となります。

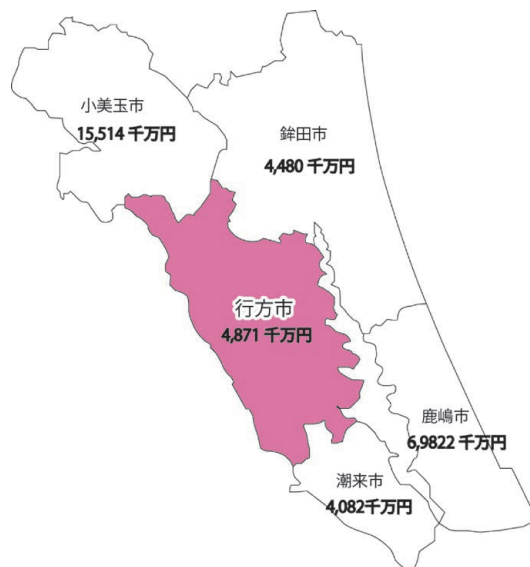
右図 農業産出額（平成18年）
資料/生産農業所得統計



② 工業

平成23年における製造品出荷額等は約487億円となり、潮来市を上回る規模となりますが、周辺市町村で最大の鹿嶋市と比較すると約1/15の規模にとどまります。また、茨城県内の現市町村との比較では、八千代町（30位）、境町（31位）に次ぐ規模となります。

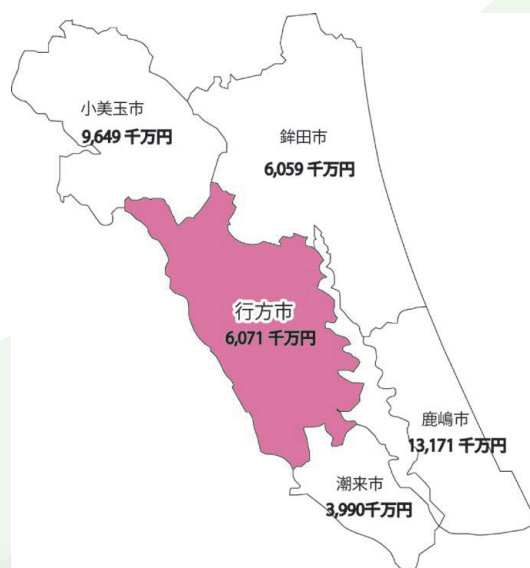
右図 製造品出荷額等（平成23年）
資料/経済センサス



③ 商業

平成19年における年間販売額は約607億円となり、鉾田市に近い規模となりますが、周辺市町村で最大の鹿嶋市と比較すると約1/2の規模にとどまります。また、茨城県内の現市町村との比較では、常陸大宮市（23位）、かすみがうら市（24位）に次ぐ規模となります。

右図 年間販売額等（平成19年）
資料/商業統計調査



2. 公共施設等の整備状況

(1) 学校施設

小学校は、三町で18校（麻生町7校、北浦町5校、玉造町6校）設置されていましたが、学校等適正配置計画により平成26年4月1日現在で6校（麻生地区2校、北浦地区3校、玉造地区1校）となりました。

平成26年5月1日現在で1,647人（1校あたり約275人）の児童が学んでいます。

中学校は、三町で4校（麻生町1校、北浦町2校、玉造町1校）設置されており、このうち北浦町に立地する三育中のみが私立中学校となっています。これらの中学校では、平成26年5月1日現在で988人（1校あたり約247人）の生徒が学んでいます。

また、三町に高校は麻生高校、玉造工業高校の2校が設置されています。

(2) 保育所・幼稚園施設

保育所は、麻生町に3、北浦町に2、玉造町に3ヶ所開設されています。

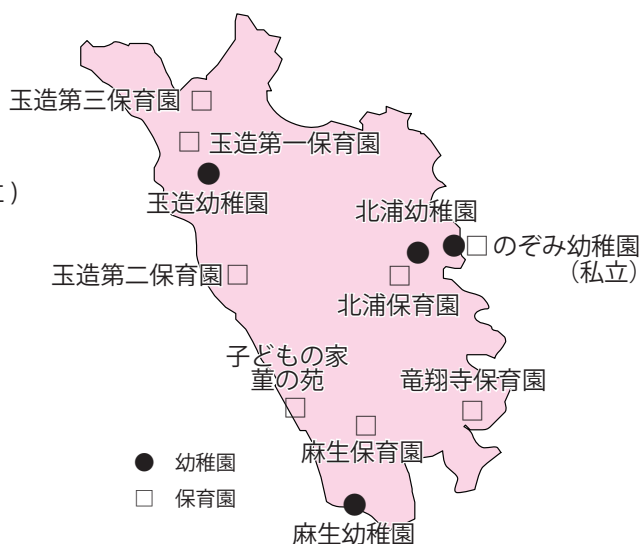
また、幼稚園は、麻生町に1、北浦町に2、玉造町に1ヶ所開設されており、このうち、1ヶ所が認定こども園の認定を受けています。

図Ⅲ-2-1 学校施設の状況



資料／市企画政策課

図Ⅲ-2-2 保育所・幼稚園施設の状況



資料／市企画政策課



(3) 主な公的施設

主な行政系施設として、警察署・県合同庁舎・レイクエコーが麻生町に、消防署・文化会館が北浦町に、図書館が玉造町にそれぞれ立地しています。

また、その他の公的な施設として、病院（なめがた地域総合病院）、県立白浜少年自然の家などが立地しています。

(4) 主な観光交流施設

霞ヶ浦を活用した観光交流施設として天王崎観光交流センター、霞ヶ浦ふれあいランドが立地しています。

また、歴史的、文化的な観光交流施設では、麻生藩家老屋敷記念館、西蓮寺、化蘇沼稻荷神社などが立地しています。

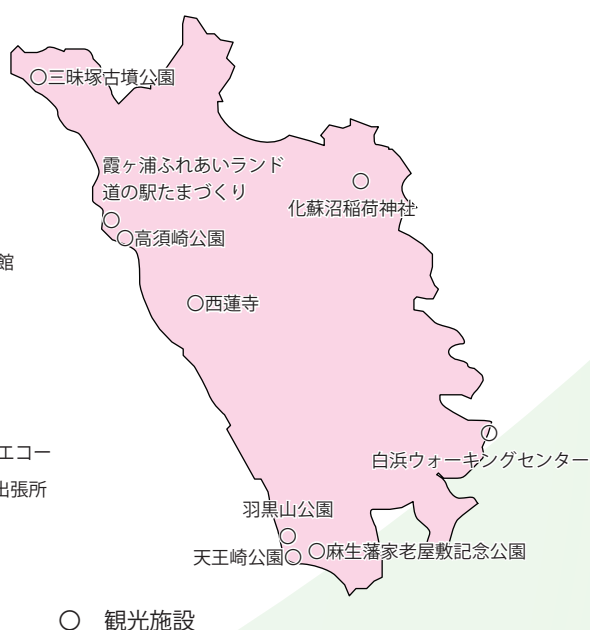
さらに、この地域は、帆引き船やパラセーリング、ヨット、カヌー、水上オートバイ、フィッシングなど、霞ヶ浦や北浦を活用したウォーターレジャーの基地としての一面も持っています。

図Ⅲ-2-3 主な公的施設の状況



資料／市企画政策課

図Ⅲ-2-4 主な観光施設の状況



資料／市企画政策課



3. 行財政の現状

(1) 議員数及び職員数

議員数（平成25年4月1日現在）は、合計で20人となっています。

職員数（平成25年4月1日現在）は、合計で380人となっており、これを人口千人当たりで見ると、10.0人となっています。

表Ⅲ－３－１ 議員・職員数（H25.4.1 / 16.4.1現在）

	H16.4.1現在				H25.4.1現在
	麻生町	北浦町	玉造町	三町合計	新市
議員数	18人	18人	18人	54人	20人
職員数（普通会計）	153人	126人	121人	400人	380人
人口千人あたりの職員数	9.3人	11.8人	8.7人	9.7人	10.0人
住民基本台帳人口	16,473人	10,655人	13,978人	41,106人	38,114人

資料／市提供資料

(2) 財 政

平成24年度における歳出総額は、18,582百万円となっています。これを住民一人当たりでみると、488千円となっています。

財政力指数（※1）は、0.428となっており、県内自治体の平均（0.693）より低水準にあることがうかがえます。地方債残高をみると、18,548百万円となっています。積立金残高をみると、5,923百万円となっています。

表Ⅲ－３－２ 財政状況（平成24年度 / 14年度決算）

	平成14年度				平成24年度
	麻生町	北浦町	玉造町	三町合計	新市
住民基本台帳人口	16,671人	10,691人	14,005人	41,367人	38,114人
財政規模（歳出総額）（百万円）	6,037	4,371	5,673	16,081	18,582
〃 住民一人あたり（千円）	362	409	405	389	488
財政力指数	0.360	0.279	0.432	0.359	0.428
地方債残高（百万円）	5,580	4,808	3,263	13,651	18,548
〃 住民一人あたり（千円）	335	450	233	330	487
積立金残高（百万円）	871	1,572	2,745	5,189	5,923
〃 住民一人あたり（千円）	52	147	196	125	155

資料／平成24年度決算統計

（※1）財政力指数……財政力指数＝基準財政収入額の直近3カ年平均／基準財政需要額の直近3カ年平均
財政力指数が大きいほど、財源に余裕があると考えられる。



4. 周辺との関係性

(1) 生活行動圏

①通勤・通学行動

住民の通勤・通学行動を隣接市町村との関係で見ると、潮来市や鉾田市と相互に関係が強いことが分かります。一方、鹿嶋市に対しては流出が多くなっています。

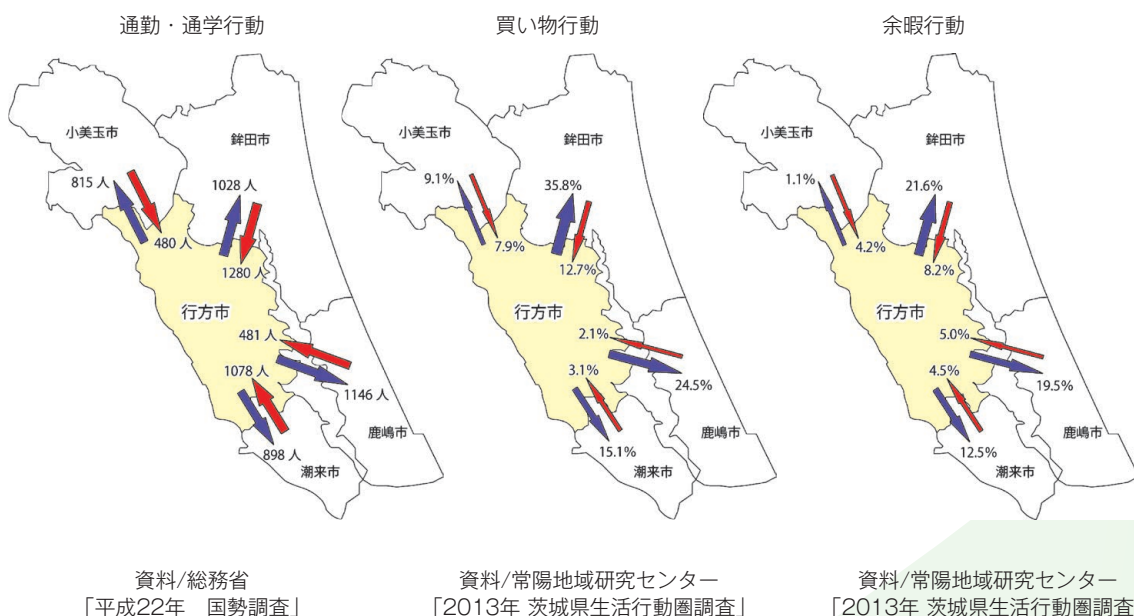
②買い物行動

住民の買い物行動を隣接市町村との関係で見ると、鉾田市や鹿嶋市、潮来市への流出が多く、隣接市町への依存度が強いことが分かります。

③余暇行動

住民の余暇行動を隣接市町村との関係で見ると、鉾田市や鹿嶋市への流出が多く、これら隣接市町への依存度が強いことが分かります。

図表Ⅲ－４－１ 生活行動圏



(2) 広域行政の状況

自治体が単独で行うより効率的に処理できる事業について、隣接市町村との共同処理を進めてきました。

表Ⅲ－４－１ 広域行政の状況

名 称	構成市町村						事業内容
鹿行広域事務組合	行方市	潮来市	鉾田市	鹿嶋市	神栖市		企画 連絡調整 老人ホーム 職員研修事務 消防 介護・障害認定 火葬場運営
鹿行広域消防	行方市	潮来市	鉾田市				
審査会	行方市	潮来市	鉾田市				
広域火葬場 「霞ヶ浦聖苑」	行方市	潮来市	鉾田市			かすみがつら市	
茨城県市町村 総合事務組合	行方市			ほか県内全市町村			職員退職手当事務、 非常勤職員公務災害補償事務
茨城租税債権 管理機構	行方市			ほか県内全市町村			地方税に係る滞納処分



5. 三町のまちづくり計画

三町の主な既存のまちづくり計画の概要は次の通りです。

表Ⅲ－５－１ 三町の総合計画

	第3次麻生町総合振興計画	北浦町長期総合計画	玉造町長期総合計画
計画期間	平成16年度まで	平成17年度まで	平成22年度まで
将来像	風光る 霞ヶ浦 あそう	ワンダーサラダKITAURA 美しく、楽しく、輝くまち 北浦	人と自然が共生したまち 玉造
基本目標	○やすらぎと快適さのための基礎づくり ○やさしさとうるおいのある地域づくり ○活力に満ち、創造性豊かな産業づくり ○豊かな心と個性あふれる人づくり ○対話とふれあいのあるまちづくり	○心と体の元気を育む輝く人づくり ○個性をひき出し交流を促進する楽しい仕掛けづくり ○安心して快適な暮らしを支える美しい環境づくり	○うるおいとやすらぎのまち ○交流とネットワークのまち ○ふれあいと健康のまち ○生涯にわたる学びと文化のまち ○安全で快適なまち ○いきいきと活動するまち

表Ⅲ－５－２ 三町の都市計画マスタープラン

	麻生町都市計画 マスタープラン	北浦町都市計画 マスタープラン	玉造町都市計画 マスタープラン
目標年次	平成32年	平成32年	平成32年
将来像	風光る霞ヶ浦と新たな魅力の中で いきいき暮らせる活力都市	快適田園生活空間 きたうら	空と水と緑が織りなす自然・歴史と 人々のやさしさが結ばれた“まるいまち”
基本目標	○にぎわい・活力を生み出す市街地づくり ○誰もが安心して快適に暮らせる生活環境づくり ○町の美しさを育む、豊かな自然環境づくり ○地域資源による交流・レクリエーション空間づくり ○麻生町ならではの個性づくり	○ポイントを絞ったまちづくり（まちづくりの方針）	○安全・快適に暮らせるまちづくり ○自然環境の豊かさを活かしたまちづくり ○自立と活力・交流のあるまちづくり ○町民・事業者・行政との協力によるまちづくり

また、三町を含む鹿行地域における第四次鹿行地方広域市町村圏計画（目標年次平成23年）では、基本理念を「優、裕、遊、友の融合した圏域づくり」とし、将来像を「人が輝くフレッシュ鹿行」としています。その中では、「北浦の水質浄化」や「環境負荷の少ない新エネルギーへの取り組み」、「公共施設の相互利用」などが重点プロジェクトとして挙げられています。



6. 三町の住民意向

本計画を策定するにあたって、三町住民の意識調査を行いました。
調査結果からは次のような点が読み取れます。

(1) 地域の将来像について

「医療・救急体制の整った、安心して暮らせるまち」を望む人が過半数に達しています。さらに、「環境を保全し、豊かな自然の中で落ち着いて暮らせるまち」が上位にあげられています。このことから、地域の将来像は、「安心」と「自然」がキーワードとして考えられます。

(2) 各施策分野における重視すべき視点について

①保健・医療・福祉の充実

救急医療体制や予防医療の充実など、医療・福祉への取り組みが強く求められています。さらに、高齢者向け福祉施設や子育て支援事業に対するニーズも高く、少子高齢化対策が大きなテーマとなります。

②教育・文化の充実

スポーツ・レクリエーション施設の整備や、小中学校の教育環境の整備に対するニーズが高くなっています。

③産業の振興

農業における特産品開発や販売体制の確立、さらに企業誘致による働く場づくりが強く求められています。

④生活基金の整備

防犯灯などの防犯施設の整備が強く希望されており、防犯対策の充実が重要です。また、排水処理対策やうるおいのある景観づくりに対するニーズも高く、自然環境の保全が重要なテーマとなります。



⑤社会基盤の整備

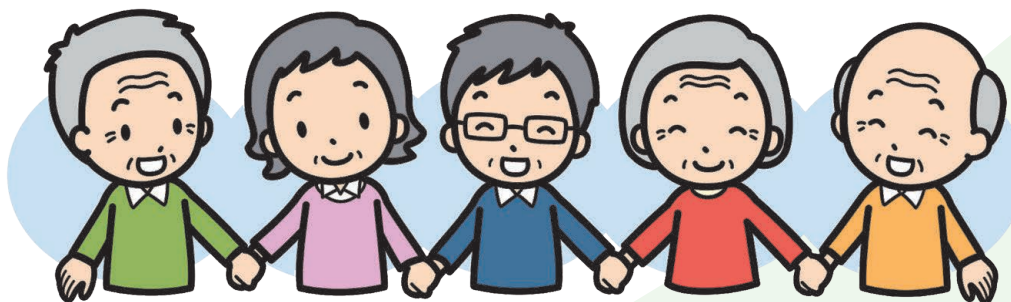
地区内の生活道路、または地区間を連絡する幹線道路など、道路整備に対するニーズが強くなっています。また、下水道や合併浄化槽など、排水処理施設の整備に対するニーズも高くなっています。

⑥連携・交流の促進

地域に残る古いしきたり等の生活習慣の改善や、ふるさと資源の再認識、住民の自主的な地域活動への貢献など、地域コミュニティの再構築・ふるさとづくりへの取り組みが重要なテーマとなります。

⑦行財政の効率化

合併によるスケールメリットを活かした行政組織の再構築や、効果的な事業実施等による効率的な財政運営、さらには、住民の視点に立った行政体制・行政運営による住民満足度の向上が求められています。



7. まちづくりの課題

(1) 少子高齢社会への対応

本地域における少子高齢化は、急速に進行しており、今後、様々な影響が出てくるものと考えられ、この問題への対応は大きな課題です。

従来の地域コミュニティを維持しつつ、ボランティアや民間団体と連携しながら、子育て支援や高齢者福祉の向上に努めていく必要があります。

また、高齢者の増加に伴い、充実した医療機会の提供が必要となることから、救急医療体制の確立や、予防医療への取り組みが必要となってきます。

(2) 産業の活性化

新市における農業は、地域における中核的な産業として期待されます。今後は、付加価値の高い特産品づくりや、新たな販路の開拓、観光との連携などによって、アグリビジネスとして魅力を高めていくことが求められます。

また、商工業においても、定住人口の確保を図る観点から、事業所の積極的な誘致により、魅力的な就業環境を確保していくことが重要です。

(3) 教育文化の向上

新市においては、まちづくりをになう人材の育成、確保が重要となります。

このため、生涯学習の場・機会の提供や、健康な心身をつちかうスポーツ・レクリエーション施設等の整備・活用など、個性豊かな人材の育成に資する施策を進めることが求められています。

また、子どもたちの人を思いやる心、郷土を愛する心などが希薄化するとともに公共心の欠如が問題となっており、心豊かな子どもを育てる教育環境を確立することが必要となります。加えて、学校教育施設の整備とともに、学校あたりの児童数が減少していることから、通学区域の見直しも含め総合的な対応が必要となっています。

(4) 行財政の効率化

本地域は、地方交付税への依存度が高い財政構造となっており、ここからの脱却が大きな課題となります。

また、三位一体の改革を踏まえ、今後、ますます地方財政の自立化が求められる時代になっていきます。合併特例による財政支援を活用しながら、行財政のスリム化や新たな自主財源の確保などを通じて、健全な行財政運営を図っていく必要があります。

さらに、積極的な住民参加や、行政と住民・企業との協働など、適切な役割分担とより良い地域づくりのための方策を検討していくことが必要です。



(5) 新市の求心力の向上

住民の生活行動圏をみると、周辺市町村への流出傾向が高く、反対に当地域への流入はあまりみられないことから、新市として地域内での求心力の向上が課題となります。

したがって、新市内部において、拠点的な施設や交通ネットワークをはじめとする社会・生活基盤の整備を図ることによって、相互の交流を促し、早期に地域の一体化を図っていく必要があります。

さらに、新市全体としての求心力を高め、周辺市町村との相互の交流を促していく必要があります。



Ⅳ 主要指標の見通し

1. 人口

わが国の総人口は、戦後一貫して増加してきましたが、今後は2008年をピークに減少していくものと予想されています。三町においては、昭和30年の合併以来、横這いもしくは微減傾向が続き、平成22年には37,611人になりました。

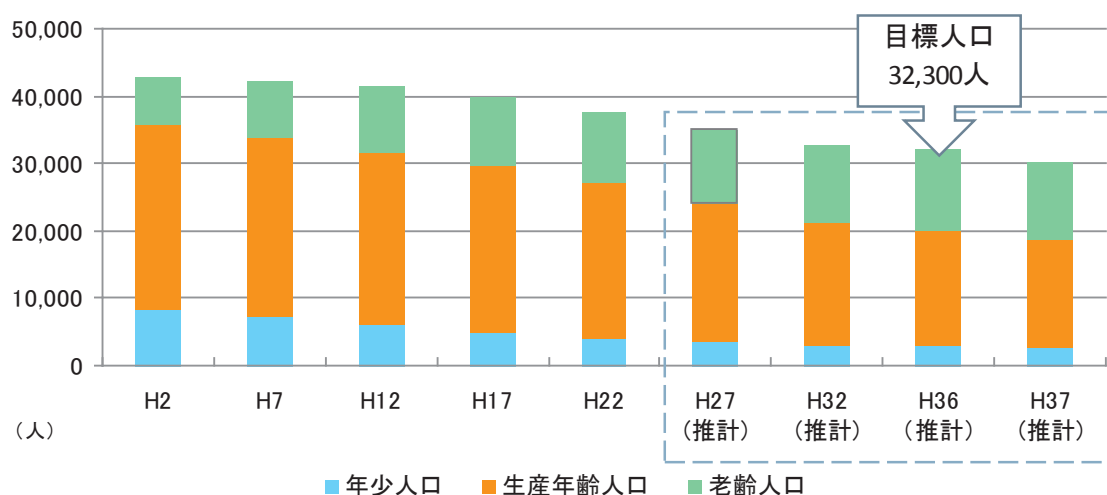
国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システムによると、新市においても、減少傾向が続くものと予想されます。平成7年から平成22年までの人口の変化が、今後も続くものとする、平成37年には30,404人が見込まれます。

しかし、新市においては、雇用の場の確保、子育て支援などの教育や福祉・介護の充実、住環境の整備などの施策を総合的に推進することにより、平成36年の目標人口を32,300人と設定します。

表Ⅳ－１－１ 人口の推移及び目標 単位：人

		H2	H7	H12	H17	H22	H27 (推計)	H32 (推計)	H37 (推計)	H36 (目標人口)
年齢別人口	年少人口	8,465	7,369	6,061	4,999	4,341	3,716	3,143	2,762	3,000
	生産年齢人口	27,598	26,584	25,665	24,741	22,858	20,454	18,121	16,114	17,100
	高齢人口	6,895	8,437	9,727	10,295	10,383	10,936	11,473	11,528	12,200
	年齢不詳	32	0	12	0	29	0	0	0	0
	計	42,990	42,390	41,465	40,035	37,611	35,106	32,737	30,404	32,300

図Ⅳ－１－１ 人口の推移及び目標



資料：国立社会保障・人口問題研究所「小地域簡易将来人口推計システム」



2. 世帯

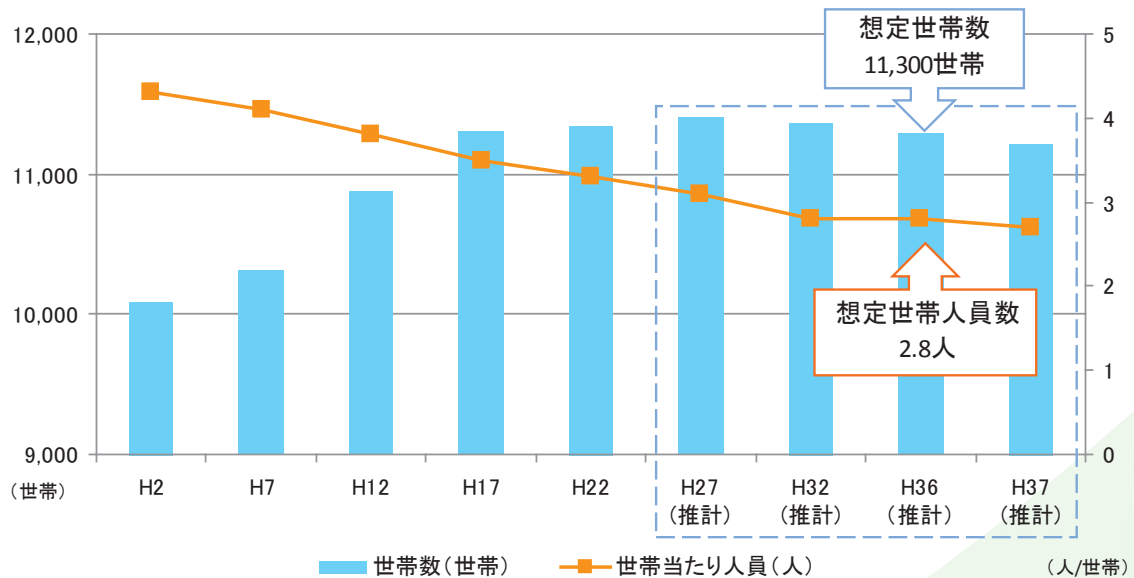
世帯数は、平成12年には10,884世帯で、毎年わずかながら増加する傾向があります。人口が減少傾向にあるのに対し、世帯数が増加傾向にあることは、核家族化の進行等を反映したもので、今後もこの傾向は続くものと予測されます。平成36年の目標人口32,300人では、世帯数を11,300世帯と想定します。

表Ⅳ－１－２ 世帯数の推移及び目標

	H2	H7	H12	H17	H22	H27 (推計)	H32 (推計)	H37 (推計)	H36 (目標世帯数)
世 帯 数	10,095	10,318	10,884	11,313	11,346	11,412	11,375	11,226	11,300
1世帯当たり人員	4.3	4.1	3.8	3.5	3.3	3.1	2.8	2.7	2.8

※本推計では、昭和55年から平成37年までの世帯数の推移をもとに、回帰式を用い、将来の世帯数の推計を行っています。

図Ⅳ－１－２ 世帯数の推移及び目標



V 新市建設の基本方針

1. 新市の将来像

(1) まちづくりの基本理念

新市としてのまちづくりを進めるにあたり、これからの20年間のプロセスの中で、三町がこれまで積み重ねてきたまちづくりを基礎としながら、時代とともに変化する諸課題に取り組み、力を合わせて、より良いまちを築いていくために、まちづくりの基本理念を次のように定めます。

基本理念

●潤いと活力

豊かな自然のなかで、潤いのある生活や活力あふれる産業を創造する。

●やさしさ

人のやさしさに包まれ、ともに元気で安心して暮せるまちをつくる。

●市民主役

市民が主体となった地域づくりを推進し、自立したまちをつくる。

(2) 新市の将来像

「潤いと活力」、「やさしさ」、「市民主役」を3つの基本理念とし、序章でみた「合併の必要性」、Ⅲ章でみた「既存のまちづくり計画」、「住民意向」、「まちづくりの課題」を基に、新市の将来像（新市建設の目標像）を次のように定めます。

新市の将来像（新市建設の目標像）

豊かな自然との共生、活力ある人々、こころふれあうまち 行方

■水と緑に恵まれた自然と共生し、快適に暮らせるまち■

■地域資源を活かした、活力創造と人材育成のまち ■

■ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせるまち■



2. まちづくりの基本方針

新市の将来像を実現していくためのまちづくりの基本方針として、以下の7つの柱を掲げます。

基本方針 1 生涯にわたり、健康で明るく暮らせる安心のまちづくり (保健・医療・福祉の充実)

少子高齢社会に対応し、子どもから高齢者、障害者などすべての人々が健やかに安心して暮らしていけるように、新市においては、行政と民間ボランティアなどの連携により、住民が共に支えあう社会環境づくりを進めるとともに、医療体制の充実、子育て支援体制の充実、高齢者福祉施策の充実などを通じて、「生涯にわたり、健康で明るく暮らせる安心のまちづくり」を進めていきます。

基本方針 2 豊かなところと、地域文化を育むまちづくり (教育・文化の充実)

成熟した少子高齢社会においては、余暇活動の充実や人材育成により、まちづくりを進めていくことが重要です。このため、地域ぐるみで学校教育の充実や生涯学習活動の推進、文化・スポーツの振興、青少年健全育成の推進を図るなどして、「豊かなところと、地域文化を育むまちづくり」を進めていきます。

基本方針 3 地域資源が輝く、活力に富んだまちづくり (産業の振興)

新市は、温暖な気候と豊富な水、肥沃な台地、歴史・文化など多くの地域資源を有しています。これらの地域資源を活用した産業振興を図ることにより、地域の活力を高めていくことが重要です。このため、特産品開発など魅力ある農業の実現や、企業誘致の促進による働く場づくりなどを通じて、「地域資源が輝く、活力に富んだまちづくり」を進めていきます。

基本方針 4 人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまちづくり (生活環境の整備)

新市の一部は水郷筑波国定公園に指定されているなど、新市は美しい水辺環境や豊かな緑に恵まれています。これらの、環境に配慮した自然循環型社会の実現や公園緑地の整備など潤いのある空間づくり、定住化を進める住環境の整備、防災・防犯対策の充実などを通じて、「人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまちづくり」を進めていきます。



基本方針

5

快適に暮らせる、住み良いまちづくり

(社会基盤の整備)

新市のもつ貴重な財産である豊かな自然環境と共生するまちづくりを進めるとともに、市民の生活利便性の向上、産業の発展を図るために、適切かつ合理的な土地利用計画を推進し、交通ネットワークや上下水道の整備を通じて、「快適に暮らせる、住み良いまちづくり」を進めていきます。

基本方針

6

対話とふれあい、心かよう協働のまちづくり

(連携・交流の促進)

新市においては、まちづくりの主役である市民が主体となり、行政との連携・協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。また、市民の交流を進め地域のアイデンティティを醸成することや他地域との交流で新市への求心力を高めていくことも重要です。このため、住民活動を支援する体制づくりや行政情報の積極的な公開、地域間交流の促進などにより、「対話とふれあい、心かよう協働のまちづくり」を進めていきます。

基本方針

7

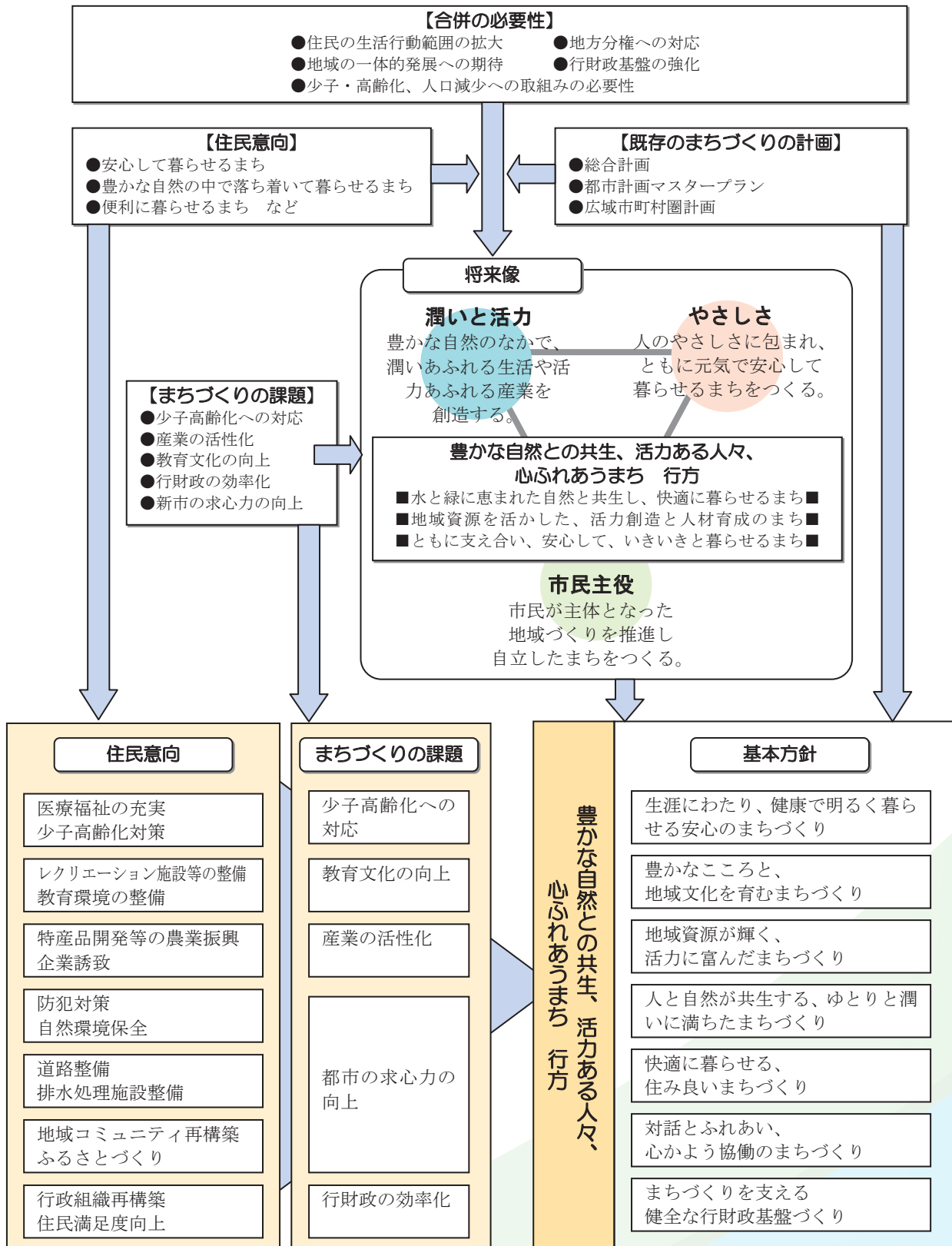
まちづくりを支える健全な行財政基盤づくり

(行財政の効率化)

地方分権の流れに対応した行財政の効率化は、地方自治体において、緊急の課題となっています。このため、簡素で機能的な組織の確立や事務事業の見直し、財政基盤の強化、さらには広域行政の推進など、これまで以上に「行政改革」を推進し、「まちづくりを支える健全な行財政基盤づくり」を進めていきます。



図V-2-1 まちづくりの基本方針



3. 土地利用の方向

広大な霞ヶ浦と北浦に挟まれた肥沃な行方台地と湖岸地域は、この地域に暮らすすべての人々が守り、育てていかなければならない貴重な共有財産です。

新市の土地利用は、これまで三町が進めてきた土地利用構想と各種プロジェクトを踏まえ、新市が目指す「豊かな自然との共生、活力ある人々、ころもふれあうまち 行方」の実現に向けて、豊かな自然と共生し、地域の特性を活かした、均衡ある発展を目指した総合的な土地利用を進めます。

(1) ゾーンごとの土地利用の方向

①都市的土地利用ゾーン

行方市の都市的土地利用ゾーンは、行方市に存在する良好な自然景観を保全するため、従来からの都市形成や交通網の配置形態を大きく変更しないことを基本方針とし、霞ヶ浦（西浦）湖岸、北浦湖岸、水戸神栖線付近の線的な軸状に展開することとします。これらの軸に沿って分散的に配置する帯状の市街地ではなく、明確かつ集約的な拠点地区を形成することとします。

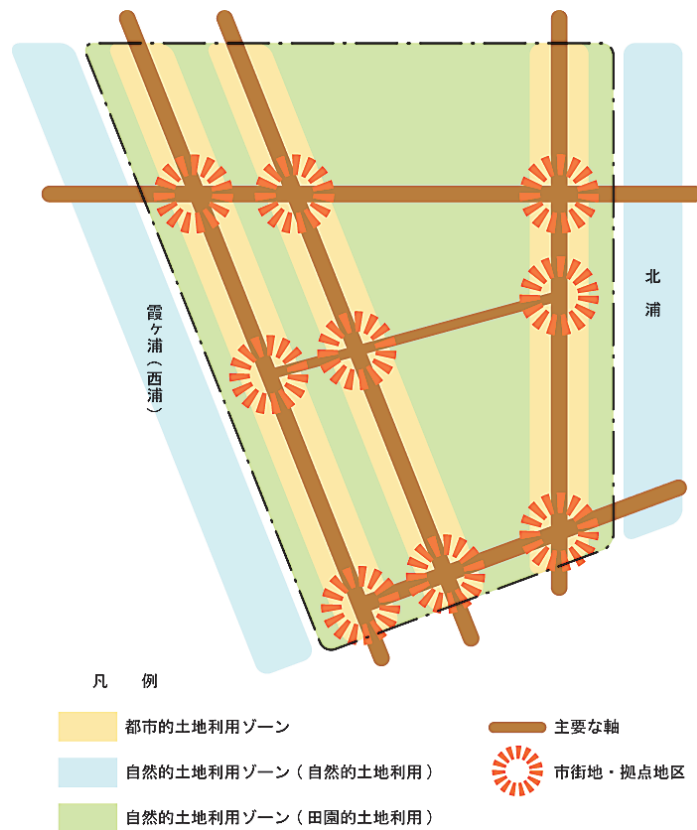
②自然的土地利用ゾーン

行方市の自然的土地利用の骨格構成は、2つの湖による水際線、行方台地の斜面樹林地や非常に多くの池沼を有する谷津などとなっているため、これら既存の自然条件を活かし、水辺や台地の向きに合わせて南北方向の帯状に配置することとします。

特に水郷筑波国定公園に指定されている霞ヶ浦（西浦）湖岸や緑地など、引き続き良好な自然環境の保全や、歴史的資源と一体となった良好な樹林地などの保全を図ります。また、農地等の田園的土地利用は、水際線から斜面地までの間に広がる低地部の水田地、台地上の比較的平坦な畑地が骨格となっているため、自然的土地利用と同じく南北方向の帯状に配置することとします。



図V-3-1 新市の土地利用ゾーンのイメージ



(2) 拠点地区整備

① 住居系市街地

■ 麻生市街地 (既存)

商業機能だけでなくまちづくりを目指す観点から、歴史的資源、天王崎公園や羽黒山公園などの自然的レクリエーション資源を活かした活性化を図ります。

■ 新原市街地 (既存)

今後、東関東自動車道水戸線（仮称）麻生ICや関連道路の整備が進むことで商業施設や物流施設などの立地が進む可能性もあることから、施設の立地動向を見ながら、今後、具体的に望ましい土地利用を検討します。

■ 小舟津・鶴ヶ居市街地 (計画)

今後、北浦複合団地に立地する企業の就業者の受け皿として、住居系市街地の構想地区に位置づけ、北浦複合団地への企業立地動向を見ながら将来的に市街地として相応しい整備などを検討します。



■玉造市街地（計画）

商業系土地利用のあり方と合わせて地区全体の望ましい土地利用を計画的に検討すべきであるため、商業施設などの立地動向を踏まえながら望ましい土地利用を検討します。

②商業系市街地

■麻生市街地（既存）

本市南部の生活拠点として位置づけます。

■新原市街地（計画）

今後の道路網の整備状況や商業施設や物流施設などの立地動向を見ながら、市街地としての位置づけや整備などを検討します。

■小舟津・鶴ヶ居市街地（計画）

前述の住居系市街地と一体的に市街地として相応しい整備などを検討します。

■玉造市街地（計画）

今後、商業施設などの立地動向を踏まえながら、前述の住居系市街地を含めて地区全体の計画的で望ましい土地利用を検討します。

③工業系市街地

■新原市街地（既存）

今後の交通条件の変化による、施設の立地動向を見ながら、望ましい土地利用を検討します。

■北浦複合団地（計画）

開発行為によって計画的な市街地が整備中であるため、今後、企業の立地需要を見ながら引き続き整備を促進し、適切な時期に用途地域の指定を行うこととします。

■上山鉾田工業団地（計画）

行方市内の他地区における用途地域指定の検討状況を見ながら、他の地区と時期を合わせるなどの整合を図り、用途地域の指定を行うこととします。

■天王崎・羽黒山周辺

天王崎公園、羽黒山公園、あそう温泉白帆の湯、麻生藩家老屋敷記念館を核として観光・交流機能の拡充を図ります。

■北浦大橋・レイクエコー周辺

レイクエコー、県立白浜少年自然の家、白浜ウォーキングセンターを核として観光・交流機能の拡充を図ります。

■鹿行大橋・ふれあいの郷周辺

鹿行大橋の架け替えや幹線道路網の整備を契機に、北浦ふれあいの郷や北浦温泉北浦荘を核として観光・交流機能の拡充を図ります。



■霞ヶ浦大橋・ふれあいランド周辺

霞ヶ浦ふれあいランドを核として高須崎公園や道の駅たまつくりによる観光・交流機能の拡充を図ります。

④その他の拠点

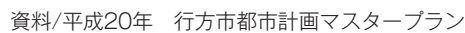
■市の交流核（地理的中心地区）

市民などの各種交流等の施設整備候補地区として位置づけ、今後、具体化を検討します。

■主要な集落地等

市街地として位置づける地区以外の主要な集落地などについては、各地域の日常的な生活拠点として近隣地域を対象とした生活利便施設の充実を目指します。





Ⅵ 新市のまちづくり計画

「Ⅴ. 新市建設の基本方針」に基づき、新市の総合的かつ計画的な整備を推進します。

1. 保健・医療・福祉の充実

○生涯にわたり、健康で明るく
暮らせる安心のまちづくり

- (1) 医療・救急体制の充実
- (2) 健康づくり・保健サービスの充実
- (3) 地域福祉の充実
- (4) 高齢者福祉の充実
- (5) 障害者福祉の充実
- (6) 少子化対策の充実
- (7) 生活安定対策等の充実

2. 教育・文化の充実

○豊かなこころと、地域文化を
育むまちづくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 文化・スポーツの振興
- (4) 青少年健全育成の推進

3. 産業の振興

○地域資源が輝く、活力に富んだ
まちづくり

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光レクリエーションの振興

4. 生活環境の整備

○人と自然が共生する、ゆとりと
潤いに満ちたまちづくり

- (1) 消防・防災・交通安全の推進
- (2) 防犯体制の整備
- (3) 河川及び周辺の整備
- (4) 住環境の整備
- (5) 公園・緑地の整備
- (6) 環境衛生対策の充実
- (7) 情報化の推進
- (8) 水質浄化の推進

5. 社会基盤の整備

○快適に暮らせる、住み良い
まちづくり

- (1) 道路・交通体系の整備
- (2) 都市計画の推進
- (3) 上水道事業の推進
- (4) 下水道事業の推進

6. 連携・交流の促進

○対話とふれあい、心かよう協働の
まちづくり

- (1) 新市内の連携・交流の促進
- (2) 地域間・国際交流の推進
- (3) 住民活動の支援
- (4) 情報公開の推進
- (5) 住民参画・協働の推進

7. 行財政の効率化

○まちづくりを支える健全な
行財政基盤づくり

- (1) 行政運営の効率化
- (2) 財政運営の効率化
- (3) 広域行政の推進



1. 保健・医療・福祉の充実

(1) 基本方向

「生涯にわたり、健康で明るく暮らせる安心のまちづくり」のために、医療・救急体制、健康づくり・保健サービスなどの充実を図るとともに、医療費の適正化や、保健財政の健全化を目指します。また、地域福祉や高齢者及び障害者福祉の充実を図り、健康で明るく暮らせる福祉社会を実現します。さらには、子どもを生み育てやすい環境を整備するため、子育て支援の充実を図ります。

(2) 施策の方針

①医療・救急体制の充実

だれもが安心して適切な救急医療を受けられるよう、鹿行広域市町村圏事務組合消防本部の救急搬送体制の充実を図ります。また、適切な医療が受けられるよう地域に密着した医療体制づくりを進めるとともに、高齢者や子どもの医療制度の充実を図ります。

②健康づくり・保健サービスの充実

「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと住民が自主的に健康づくりに取り組めるよう、予防体制や各種検診・相談体制の充実に努め、健康増進施設の利活用やスポーツ・レクリエーション等の事業を推進します。また、「健幸」福祉総合会館を整備し、健康と福祉に関する総合的な支援の充実を図ります。

③地域福祉の充実

地域福祉を総合的に推進する地域福祉計画を基軸として、「行方市地域福祉活動計画」とともに、地域福祉を推進し、相互に補完、協働、連携しつつ、地域における新たな社会福祉を実現していきます。また、社会福祉協議会をはじめとする民間団体と連携を図り、それぞれの活動を促進しながら地域の福祉需要に対応します。さらに、福祉施設の整備やボランティアグループの育成に努めます。

④高齢者福祉の充実

高齢者が地域においていきいきと活動できるよう、多世代交流、趣味やまちづくりボランティア、シルバー人材センターを通じた就労等、地域における活動の場を整備し、高齢者の自己実現の機会を支援します。

また、介護保険制度の適切な運営を図り、介護保険施設をはじめとする高齢者福祉施設の充実に努めます。



⑤障害者福祉の充実

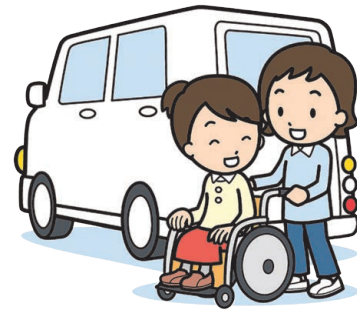
地域社会の中で、障害者が生きがいを持って積極的に生活できるようにするために、障害者にかかる各種の支援制度の充実や福祉作業所などの施設整備を図ります。

⑥少子化対策の充実

若い世代が、安心して家庭を持ち、子どもを生み育てることができる環境づくりや子育て家庭が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、子ども・子育て関連3法等により、子育て支援体制の充実や認定こども園、幼稚園及び保育所等の環境整備などの各種事業を進めていきます。

⑦生活安定対策等の充実

すべての住民が健やかで安定した生活ができるようにするために、生活保護等各種制度の適正な運用により自立支援、就労支援を行います。また、国民健康保険制度等の運営の安定化を図ります。



(3) 主要事業

施策名	主要事業
①医療・救急体制の充実	地域医療(救急)体制整備事業 医療福祉事業
②健康づくり・保健サービスの充実	住民検診事業 健康づくり推進事業 予防接種事業 健康データバンク事業 「健幸」福祉総合会館整備事業
③地域福祉の充実	地域ケアシステム事業 社会福祉協議会助成事業 福祉事務所の設置
④高齢者福祉の充実	シルバー人材センター運営事業 高齢者支援事業 老人ホーム運営事業 介護保険事業 老人クラブ助成事業 在宅介護支援センター運営事業
⑤障害者福祉の充実	障害者福祉ワークス事業 障害者福祉支援システム導入事業
⑥少子化対策の充実	保育所運営事業 特別保育事業 延長保育事業 子育て支援事業
⑦生活安定対策等の充実	国民健康保険事業



2. 教育・文化の充実

(1) 基本方向

「豊かなところと、地域文化を育むまちづくり」のために、学校施設の整備など教育環境の充実を図るとともに、生涯学習活動の推進や文化・スポーツの振興を図ります。また、次代を担う青少年が健全に育むための事業に取り組めます。

(2) 施策の方針

①学校教育の充実

心豊かな子供たちを育てるために、道德教育の充実や、地域に根差した体験学習の推進、キャリア教育の拡充を実施し、子供たちに「生きる力」を考える機会を与えられるような学校教育を進めます。また、幼稚園、小中学校の施設整備については、建替えや耐震化工事を計画的に進めます。

②生涯学習の推進

住民の自主的、主体的な生涯学習活動を支援するため、図書館、公民館等の生涯学習施設の整備・充実を図るとともに住民ニーズに応じた生涯学習のプログラムを提供します。また、生涯学習推進計画を策定し、生涯学習を推進する体制整備を図ります。さらに、人権問題が大きな社会問題になっていることから、人権教育に取り組み、人権意識の向上等を図ります。

③文化・スポーツの振興

自然や文化・伝統などに接し、次世代への伝承や郷土を愛する心を育てるための行事と各種大会などのスポーツ行事を推進するとともに、文化・スポーツ施設の整備を図ります。また、文化協会、体育協会などの活動支援や総合型地域スポーツクラブの推進など、文化・スポーツ振興の体制づくりを進めます。

④青少年健全育成の推進

青少年の豊かな人間性を育むために、青少年が自主的、主体的に取り組むことができる活動体験の場を提供するとともに、子ども会育成会活動や青少年団体活動の促進などにより、青少年の健全育成事業を推進します。



(3) 主要事業

施 策 名	主 要 事 業
①学校教育の充実	情報教育環境整備事業 社会人TT事業 幼、小中学校施設整備事業 学校給食事業 中学生海外派遣研修事業
②生涯学習の推進	生涯学習環境整備事業 図書情報システム整備事業 公民館活動推進事業 生涯学習活動の支援 人権教育の推進 公民館整備事業
③文化・スポーツの振興	文化財保護事業 運動施設整備事業 文化、スポーツ施設運営事業 スポーツイベント等の充実 文化活動の推進 複合文化施設整備事業
④青少年健全育成の推進	成人式開催事業 自然体験学習事業 青少年育成支援事業



3. 産業の振興

(1) 基本方向

「地域資源が輝く、活力に富んだまちづくり」のために、農林水産業の振興を図るとともに、企業誘致の促進や商店街の活性化を図り、さらには、地域資源を活かした観光レクリエーション事業を推進し地域経済の発展を目指します。また、産業の振興とあわせて、働く場づくりなど、雇用の促進を図っていきます。

(2) 施策の方針

①農林水産業の振興

地域条件を活かした生産体制の整備や基盤の整備などにより農業の生産性を高め、また、農業生産者団体の育成、特産品の産地化育成を図りながら、生産・流通・販売の一元化と、地域ブランド化を目指します。さらには、農家・生産者団体・JA等との連携を強化するとともに、農業振興センターの機能を拡充し、一体的な農家支援体制を確立しながら、担い手の育成・確保や市場又は消費者ニーズに対応できる産地体制の整備を図ります。

また、畜産環境衛生対策や造林事業などに取り組み畜産業や林業の振興を図ります。水産業については、水産資源の増殖のために稚魚放流や漁場環境の改善に取り組むとともに、水産加工業の振興、漁業団体の支援などを進めます。

②商工業の振興

商工会等団体を支援しながら商店街等の活性化を図ります。工業については、融資制度の活用促進などにより中小企業の育成を図るとともに、企業誘致の促進などにより雇用の確保を図ります。また、社会経済情勢の変化に伴い、消費生活が多様化し消費者トラブルが増加、複雑化していることから、消費者の苦情相談、情報提供に努めます。

③観光レクリエーションの振興

霞ヶ浦・北浦などの観光資源を活用した、ウォーター・スポーツや観光帆引き船などの観光レクリエーション事業を進めるとともに、県で霞ヶ浦湖岸沿いに整備中の自転車道と併せてサイクリングの拠点施設の拡充を図ります。また、観光イベントの開催などにより、交流人口の増加を図ります。これらの周知、PRのために観光パンフレットやインターネットなどの新しいメディアの活用を図ります。さらに、特産物直売所の整備やグリーンツーリズム施策等を検討し、農業と連携した観光レクリエーションの振興を図ります。



(3) 主要事業

施 策 名	主 要 事 業
①農林水産業の振興	農業農村整備事業 農地情報管理システム整備事業 利子補給事業 農薬適正防除推進事業 経営構造対策事業 担い手の確保・育成 特産品産地化支援事業 農業振興支援センター整備事業 有機肥料供給センター運営 畜産振興事業 林業振興事業 水産業振興事業 産業振興施設整備事業
②商工業の振興	中小企業の育成 商工業活性化支援事業 企業立地促進事業 消費生活の啓発、相談
③観光レクリエーションの振興	帆引き船運行事業 観光振興事業 水辺観光レクリエーション事業 観光マップ作成、PR 温浴施設運営事業

(4) 県事業

施 策 名	主 要 事 業
①商工業の振興	北浦複合団地造成事業
②観光レクリエーションの振興	一般県道潮来・土浦自転車道線整備事業



4. 生活環境の整備

(1) 基本方向

「人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまちづくり」のために、災害や犯罪の少ない安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、美しい水辺環境や豊かな自然を活かした公園・緑地の整備、自然環境の保全に努め、さらには、定住化を進める住環境の整備や自然循環型社会の実現に向け環境衛生対策を進めるなど、安全で快適な生活環境の実現を図ります。

(2) 施策の方針

①消防・防災・交通安全の推進

災害の発生に速やかに対応するために、防災計画の策定及び防災会議の設置、防災行政無線等広域伝達システムの統合整備、消防施設の整備を進めます。あわせて、鹿行広域市町村圏事務組合消防本部を中心としながら、消防団及び自主防災組織を適切に配置し、消防・防災体制の充実を図ります。また、当地域は南関東直下の地震で著しい被害の生ずるおそれのある地域を含むことから、建築物の耐震対策を進めます。

さらに、交通安全を確保するために、関係団体との協力により交通安全活動を展開し、意識の高揚を図るとともに、カーブミラーや交通信号機などの交通安全施設の整備を進めます。

②防犯体制の整備

少年犯罪や凶悪犯罪が多発する不安定な社会情勢の中、安心して生活するための防犯対策は重要な課題です。このため、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域・警察・家庭・学校などが連携をし、防犯対策を進める地域コミュニティの形成を図ります。あわせて、防犯灯などの防犯施設の計画的な整備を進めます。

③河川及び周辺の整備

河川の未改修区間において、水害防止対策のために河川改修を進めます。また、霞ヶ浦・北浦の護岸周辺と、出水時や地震時等に水上からの緊急復旧活動及び水上資材運搬を行うことが可能な防災船着場については、国や県と協議をしながら環境整備を促進します。

④住環境の整備

定住人口増加のために、新市の自然を活かした良好な宅地や若年層向け住宅供給の誘導を図ります。

市営住宅については、住宅マスタープランを策定し、既存施設の居住環境改善、建て替



え、新築など計画的な住宅供給を図っていきます。

⑤公園・緑地の整備

緑地の保全及び緑化の推進を計画的に進め、地域の特性を活かした公園・緑地の整備を図ります。また、既存の公園・緑地については、適切な維持管理に努めます。

⑥環境衛生対策の充実

ごみ処理については、住民のリサイクル意識の啓発を図りながら減量化、資源化を進めるとともに、分別収集の徹底化などにより効率的なごみ処理を行います。

し尿処理については、既存のし尿処理施設の維持、管理、収集体制を充実させ衛生的な環境づくりに努めます。

墓地、火葬場については、墓地台帳の整理など墓地管理の充実を図るとともに広域火葬場「霞ヶ浦聖苑」の利用を促進します。

また、新エネルギービジョンを策定するなど環境に配慮した事業を推進します。さらに、百里飛行場等の騒音対策にも取り組みます。

⑦情報化の推進

情報化推進計画を策定し、住民レベルでの地域情報化を進めるとともに、庁内情報化の推進を図ります。政府が提唱する電子自治体化による住民サービスに積極的に取り組み、電子申請・届出システムなどの充実を図ります。

⑧水質浄化の推進

霞ヶ浦・北浦と共生するために、水質浄化実践組織の育成や水質浄化活動の推進などに取り組むとともに、下水道事業と併せて窒素とリンが除去できる高度処理型浄化槽の設置を推進するなど水質浄化事業を進めます。



(3) 主要事業

施 策 名	主 要 事 業
①消防・防災・交通安全の推進	消防、防災施設整備事業 交通安全運動推進事業 交通安全施設整備事業 防災無線整備事業 自主防災組織育成
②防犯体制の整備	防犯施設整備事業 防犯運動推進事業
③河川及び周辺の整備	河川改修事業 河川維持補修事業
④住環境の整備	市営住宅整備事業 市営住宅管理事業
⑤公園・緑地の整備	公園整備事業 水辺環境整備事業 霞ヶ浦水辺リゾート整備事業
⑥環境衛生対策の充実	広域火葬場運営事業 ごみ処理事業 新エネルギー推進事業 騒音対策事業 一般廃棄物処理施設運営事業
⑦情報化の推進	地域情報化推進事業
⑧水質浄化の推進	合併処理浄化槽設置事業 水質浄化運動推進事業



5. 社会基盤の整備

(1) 基本方向

「快適に暮らせる、住み良いまちづくり」のために、合理的な土地利用計画を策定し、新市内の交流・連携を図るための国・県道及び基幹市道の整備や生活道路の整備を図り、さらには、上下水道事業の推進による水環境の保全に努めるなど、社会基盤の整備を進めていきます。

(2) 施策の方針

①道路・交通体系の整備

国・県道の整備を促進し、これら幹線道路と市道のネットワークを強化するとともに、生活道路や歩道の整備など道路環境の拡充を図ります。また、地域間のデマンド交通など自家用車を持たない高齢者や子どもたちの交通手段の確保に努めます。

②都市計画の推進

土地利用計画や都市計画マスタープランなどを基本として、新市の一体化を図るよう市街地の整備、都市計画事業を進めます。

③上水道事業の推進

水道施設の適切な維持管理を図り、鹿行広域水道用水供給事業に対応しながら、安全で衛生的な飲料水の安定供給を図ります。

④下水道事業の推進

快適な生活環境を確立し、河川湖沼の水質浄化を図るために、下水道整備計画により、公共下水道事業や農業集落排水事業に取り組みます。また、都市化に伴う地域の保水機能の低下や異常気象時における大雨に対応するため、雨水排水の整備を検討します。



(3) 主要事業

施 策 名	主 要 事 業
①道路・交通体系の整備	基幹市道整備事業 生活道路整備事業 農道整備事業 公共交通確保対策事業
②都市計画の推進	都市計画マスタープランの作成 GISデジタルベースマップ整備事業
③上水道事業の推進	上水道整備事業
④下水道事業の推進	公共下水道整備事業 農業集落排水整備事業 雨水排水整備事業

(4) 県事業

施 策 名	主 要 事 業
①道路・交通体系の整備	国道354号北浦バイパス整備事業 国道355号牛堀～麻生バイパス整備事業 主要地方道水戸・神栖線歩道整備事業 主要地方道水戸・鉾田・佐原線整備事業 一般県道島並・鉾田線整備事業 一般県道山田・玉造線整備事業



6. 連携・交流の促進

(1) 基本方向

「対話とふれあい、心かよう協働のまちづくり」のために、市民や市民団体が情報交換、意見交換できる交流イベントの開催支援や、市民の協働参画への意識向上を促進するための交流事業等の取り組みにより、市民と行政がより一層連携し、新市の一体化を目指した協働・協創のまちづくりを進めます。

また、まちづくり活動を広い分野で活発に行っていくためには、多様な活動を実践する担い手の育成が必要不可欠となるため、まちづくり活動に必要な講演会や講習会の開催を支援し、地域や次世代のリーダー育成を図ることで、市民主体のまちづくりを進めます。

(2) 施策の方針

①新市内の連携・交流の促進

市民の連携・交流を促進するために、各種行事や交流イベントを開催するとともに、既存施設の有効利用も含め、コミュニティセンターなど集会施設の整備を進めます。また、新市に愛着を持てるような市民運動を進めます。

②地域間・国際交流の推進

市民や各種団体の主体的な地域間交流を進めるとともに、国際化に対応するよう学校教育や生涯学習の場において国際交流を推進します。さらに国内外の姉妹都市締結や海外派遣事業などを進め、交流事業を推進する体制の整備を図ります。

③市民活動の支援

各地区自治会やボランティアなどを含む市民団体における活動を支援し、行政とのパートナーシップを確立します。また、ボランティアやNPOなど市民団体の育成を支援します。

④情報公開の推進

情報公開を積極的に推進するため、広報広聴活動の充実を図ります。これまでの広報紙やインターネットホームページの他、IT（情報通信技術）を活用した新しいメディアによる広報制度の取り組みを進めます。また、市勢要覧や市民ガイドブック等により新市を広くPRします。

⑤市民参画・協働の推進

市民が主体となってまちづくりに参画できるような行政体制を整備するとともに、市民と行政のパートナーシップを確立し、協働による地域社会づくりを進めます。また、男女



共同参画推進計画により、男女共同参画社会の形成を促進します。

(3) 主要事業

施策名	主要事業
①新市内の連携・交流の促進	交流イベント事業 コミュニティ育成事業 案内サイン整備事業
②地域間・国際交流の推進	外国青年招致事業 国際交流の推進 地域間交流の推進
③市民活動の支援	ボランティア、NPO等の支援
④情報公開の推進	広報紙発行事業 ホームページの開設 市勢要覧作成 市民ガイドブック作成
⑤市民参画・協働の推進	政策づくりへの住民参画 地域リーダーの育成 市民活動団体への支援とネットワーク化 男女共同参画事業



7. 行財政の効率化

(1) 基本方向

「まちづくりを支える健全な行政基盤づくり」のために、行政改革大綱により、緊急の課題となっている行財政の効率化を強力に推進し、行政運営の見直しや、電子自治体の推進等による事務事業の見直しを図ります。また、新市においても広域行政をさらに進めていきます。

(2) 施策の方針

①行政運営の効率化

地方分権及び多様化する行政需要に対応するため、職員研修の充実を図るとともに、事務の改善、組織機構の見直し、職員の定員及び給与の適正化等に努めます。このため、行政改革にかかる基本計画により、具体的な数値目標や年限等を定め、その進行管理を適切に行います。

住民意向を把握し、行政施策へ反映させるシステムを確立することや電子自治体化を目指した電子申請・届出、電子入札制度などに取り組みます。また、庁内の情報化については、住民サービスを高め、かつ効率的な電算システム等を構築します。

②財政運営の効率化

財政基盤の強化のために、自主財源及び依存財源の確保に努めるとともに、事務事業や補助金等の見直しなどにより経費の節減・合理化を図り、効率的な事業執行に努めます。さらに、事業実施計画と財政計画を策定し、整合性を図りながら予算編成作業を行うとともに、適切な執行管理に努めます。

③広域行政の推進

今後、ますます行政需要が多様化することが考えられることから、新市においてもさらなる広域的な取り組みを進めます。



(3) 主要事業

施 策 名	主 要 事 業
①行政運営の効率化	職員研修の充実 電子自治体の推進 行政評価システムの導入 行財政改革大綱の策定 新市庁舎の整備 公共機能集約事業 旧市街地活性化事業
②財政運営の効率化	財務会計システム整備事業 財政計画の策定
③広域行政の推進	一部事務組合等への加入



Ⅶ 公共的施設の統合整備

(1) 基本的な考え方

市では公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置及び総合的かつ計画的な管理を推進します。

(2) 既存施設の統合整備

既存の公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存の公共施設の有効利用、相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

なお、学校、幼稚園等については、適正規模の維持、将来人口や地域特性を考慮して統合を視野に入れながら今後のあり方を検討します。

(3) 新規施設の整備

新規の公共施設の整備については、将来展望を踏まえた市民ニーズの把握をするとともに、既存施設との機能分担、地域バランス、財政負担など、十分な検討を行って整備を図るものとします。

また、庁舎について、三町の役場をそれぞれ「麻生庁舎」「北浦庁舎」「玉造庁舎」として、行政機能を分散させて設置し、運営してきましたが、庁舎の老朽化が進むとともに、施設の維持管理や出先機関の統合等の長期的な視点から、統合庁舎の有効性が考えられることから、新市の速やかな一体性の確立や効率的な行政運営を図り、合併の効果を最大限に発揮するために、新市庁舎を建設し出先機関も含めた計画的な統合整備を図ります。



VIII 財政計画

(1) 基本的な考え方

財政計画の策定にあたっては、財政の健全性を維持することを基本とし、現在の行財政制度、経済状況をもとに、合併に伴う変動要因を加味して、普通会計ベースで推計しています。

新市の歳入、歳出の各項目ごとに、三町の過去の実績等をもとに算定を行い、加えて合併特例債や合併特例交付金などの国・県の財政支援措置等を有効に活用し、サービス水準の維持・向上を図り、併せて人件費、物件費等の経常経費の削減に努めます。合併による歳出の削減効果、住民負担の軽減、サービス水準の向上等を反映させて普通会計ベースで策定しています。

なお、平成25年度までは決算額を、平成26年度以降は決算見込み額を記載しています。

歳入・歳出の算定にあたっての主な前提条件は次のとおりです。

(2) 歳 入

①地方税

現行税制を基本として、今後の経済情勢や今後の人口推計を踏まえて算定しています。

②地方譲与税

平成26年度の見込み値により推計しています。

③地方交付税

合併算定替えを考慮して推計しています。

これまでの普通交付税及び特別交付税については、平成26年度の見込み値より27年度を算定し、以後平成32年度まで合併算定による減額を算定すると同時に、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債を平成33年度まで実施されるものと想定し、以後固定して推計しています。

合併特例による臨時的な経費にかかる普通交付税措置、特別交付税措置を考慮し、平成28年度1割減、29年度3割減、30年度5割減、31年度7割減、32年度9割減で算定しています。

一般の起債及び合併特例事業の償還金にかかる交付税算入分を各年度に見込んでいます。

さらに、平成23・24・25年度は震災復興特別交付税が含まれています。



④その他の交付金

(利子割交付金・配当割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金、交通安全対策特別交付金)

平成26年度の見込み値により推計しています。

⑤国庫支出金・県支出金

過去の実績等を考慮し算定しています。

合併に係る財政支援を見込んでいます。

⑥地方債

新市建設計画事業に伴う通常の地方債、合併特例債、臨時財政対策債（平成33年度まで）、減税補填債を見込んでいます。

⑦その他（財産収入・繰入金・繰越金・諸収入）

平成26年度の見込み値より推計しています。



(3) 歳 出

①人件費

職員数については、合併後の類似市町村の数値等を基本に削減可能人員により推計しています。議会議員については、在任特例及び定数により推計しています。

②扶助費

一定の伸びを考慮し推計しています。

③公債費

合併特例債を含む地方債にかかる償還分を算定しています。

④物件費

一部合併効果による減額を見込んでいます。

⑤補助費等

合併効果による減額分と、広域組合等負担での伸びを考慮して算定しています。

⑥維持補修費

これまでの実績等により推計しています。

⑦繰出金

後期高齢者医療及び介護保険分の伸びを考慮して推計しています。

⑧普通建設事業費

新市建設計画や合併特例債事業を基本に推計しています。

⑨積立金

合併後の市町村振興のための基金造成による積立て、減債基金等への積立て等を見込んでいます。

⑩その他（投資・出資・貸付金等）

平成26年度の見込み値より推計しています。



(4) 財政計画（普通会計）

（単位：百万円）

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
地方税	3,343	3,398	3,838	3,866	3,742	3,650	3,665	3,609	3,670	3,652	3,616	3,599	3,568	3,503	3,478	3,449	3,392	3,392	3,392	3,392	3,392
譲与税、交付金等	1,281	1,417	1,084	1,029	975	962	879	857	856	881	836	836	836	836	836	798	798	798	798	798	798
地方交付税	5,314	5,392	5,216	5,369	5,684	6,230	7,740	6,822	6,357	6,207	6,241	6,341	6,249	6,085	5,903	5,730	5,636	5,630	5,630	5,630	5,630
うち普通交付税	4,826	4,969	4,838	5,019	5,325	5,850	6,048	5,962	5,987	5,907	5,907	6,041	5,949	5,785	5,603	5,430	5,336	5,330	5,330	5,330	5,330
地方債（臨時債等）	720	571	515	446	498	500	788	773	755	711	500	450	400	350	300	250	200	0	0	0	0
一般財源等	10,658	10,779	10,653	10,710	10,899	11,341	13,073	12,061	11,638	11,451	11,193	11,226	11,053	10,774	10,517	10,227	10,026	9,820	9,820	9,820	9,820
国支出金	802	1,251	1,548	1,835	1,929	2,295	2,436	2,542	3,075	2,190	2,003	1,823	1,823	1,823	1,823	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
県支出金	1,019	1,011	986	888	877	1,197	1,440	1,160	907	1,353	811	730	730	730	730	722	722	722	722	722	722
使用料・手数料	210	214	205	200	182	148	147	148	145	136	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
繰入金	981	759	87	551	58	473	777	759	738	400	300	230	210	210	210	282	654	896	1,109	1,007	691
その他	1,250	1,094	1,130	1,045	1,213	1,336	1,298	1,604	1,964	1,422	671	671	671	671	671	671	671	671	671	671	671
地方債（普通債）	618	1,115	1,348	1,049	845	1,377	1,133	1,550	1,510	1,347	1,545	1,081	1,061	1,034	979	976	978	978	978	948	948
うち合併特例債	47	429	1,102	783	792	1,251	1,032	945	382	1,208	1,380	916	896	869	864	861	863	863	863	848	848
繰入合計	15,540	16,223	15,958	16,279	16,003	18,168	20,303	19,823	19,977	18,299	16,663	15,901	15,688	15,382	15,070	14,818	14,991	15,027	15,240	15,108	14,792
人件費	3,752	3,727	3,565	3,364	3,274	3,218	3,098	3,086	3,065	3,050	2,965	2,875	2,830	2,745	2,765	2,705	2,675	2,675	2,675	2,675	2,675
扶助費	1,321	1,465	1,543	1,551	1,620	2,105	2,240	2,268	2,306	2,310	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270
公債費	2,208	2,181	2,151	2,112	2,129	1,978	1,989	1,964	1,906	1,830	1,704	1,853	1,891	1,909	1,968	2,052	2,103	2,136	2,058	1,924	1,908
義務的経費の計	7,281	7,373	7,259	7,027	7,023	7,301	7,328	7,319	7,277	7,190	6,969	7,028	7,021	6,954	7,033	7,027	7,048	7,081	7,003	6,869	6,853
物件費	2,436	2,265	2,071	2,015	1,994	2,039	2,163	2,395	2,181	2,252	2,206	2,231	2,242	2,211	2,218	2,215	2,221	2,219	2,216	2,218	2,218
補助費等	1,718	1,725	1,490	1,897	1,607	1,366	1,475	1,342	1,400	1,411	1,400	1,400	1,400	1,300	1,300	1,300	1,250	1,250	1,850	1,850	1,850
維持補修費	128	127	108	129	148	179	147	178	164	160	155	151	146	142	137	133	137	136	136	136	136
繰出金	1,413	1,441	1,444	1,465	1,495	1,643	2,072	2,093	2,218	2,200	2,200	2,150	2,150	2,150	2,090	2,090	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
行政経費計	5,696	5,559	5,113	5,506	5,244	5,226	5,858	6,008	5,963	6,023	5,961	5,932	5,938	5,803	5,745	5,738	5,608	5,605	6,202	6,204	6,204
積立金・投資出資貸付	60	37	134	1,419	1,134	1,764	2,066	337	734	1,223	433	941	1,029	925	592	153	35	41	35	35	35
普通建設事業費	2,084	2,798	2,997	1,727	1,937	3,322	4,130	4,918	5,170	3,863	3,300	2,000	1,700	1,700	1,700	1,900	2,300	2,300	2,000	2,000	1,700
うち合併特例債事業	4	450	1,157	822	831	1,314	1,084	992	401	1,268	1,449	962	941	912	907	904	906	906	906	891	891
うち災害復旧	23	43	17	0	0	41	1,184	573	603	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出合計	15,121	15,766	15,502	15,679	15,338	17,613	19,381	18,582	19,144	18,299	16,663	15,901	15,688	15,382	15,070	14,818	14,991	15,027	15,240	15,108	14,792



資料編

なめがた未来のまちづくり協議会 委員名簿

番号	区 分	氏 名	所 属 等	備 考
1	市議会議員	高 柳 孫市郎	行方市議会議長	会 長
2		岡 田 晴 雄	行方市議会副議長	
3		小 林 久	行方市議会総務委員長	
4		高 橋 正 信	行方市議会教育厚生委員長	
5		椎 名 政 利	行方市議会経済建設委員長	
6	関係機関の代表	菅 谷 千 明	行方市教育委員会委員長	
7		額 賀 久	行方市農業委員会会長	
8	団体の役職員	平 野 毅	行方市商工会会長	
9		榊 原 純 一	行方市区長会会長	
10		栗 又 正 美	行方市民生委員児童委員会長	
11		中 川 治 美	JAなめがた組合長	
12		海老澤 武 美	きたうら広域漁業協同組合長	
13	有識者	木 村 俊 昭	東京農業大学教授	
14		石 垣 一 司	(株)富士通研究所ソーシャルイノベーション研究所特任研究員	
15		渡 邊 秀 人	スマートフォン向け新アプリケーション研究開発コンソーシアム会長	
16		海老澤 文 江	行方市女性消防団員、行方市行政評価委員	副会長
17		橋 本 光 枝	行方市消費者友の会会長	
18		藤 野 京 子	茨城県男女共同参画推進委員	
19		根 崎 和 枝	女性農業団体代表、行方市農業委員	
20		平 野 敬 子	茨城県農業改革委員会委員（商工代表）	



行方市新市建設計画 変更計画

平成26年11月発行

発行者 行 方 市

編 集 行方市市長公室企画政策課

〒311-3892 茨城県行方市麻生1561-9

TEL : 0299-72-0811 (代)

FAX : 0299-72-2174

HP : <http://www.city.namegata.ibaraki.jp>

E-mail : name-kikaku@city.namegata.lg.jp

